

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(令和2年3月2日)

○ 山口智也委員長

皆様、おはようございます。

本日より委員会のほうをスタートさせていただきますので、4日間よろしく願いいたします。

ただいまより都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

インターネット中継を開始してください。

本日からの審査順序についてですけれども、お手元に配付したとおり、上下水道局、スポーツ・国体推進部、都市整備部、環境部の順で、部局ごとに予算常任委員会、都市・環境分科会として、令和2年度当初予算及び令和元年度補正予算並びに令和2年度補正予算の審査を行ってまいります。

そのほかの議案としましては、当委員会に付託された一般議案として、上下水道局が3議案、スポーツ・国体推進部が1議案、都市整備部が6議案、環境部が1議案ございます。そのほか、上下水道局、都市整備部、環境部から、協議会の開催について申し出があり、審査会等の開催による所管事務調査などもありますので、よろしく願いいたします。

予定としましては、4日間のうちで終了してまいりたいと思いますので、スムーズな進行にご協力をお願い申し上げます。

審査の進め方についてですが、2月7日の議案聴取会において、令和2年度当初予算議案、一般議案については既に担当部局より説明を受けていますので、議案聴取会で請求のあった追加資料があれば、説明を受け、その後、質疑に移りたいと思います。

追加上程されました令和元年度補正予算、令和2年度補正予算、一般議案のほか、協議会所管事務調査、その他報告につきましては、最初に内容についての説明を受けたいと思います。

次に、決算審査と予算審査の連動による政策サイクルの構築に向けた取り組みの一環として、8月定例会議会で行った政策提言の当初予算案への反映状況について、整理・確認する必要があります。8月定例会議会で、当委員会より政策提言を行った二つの事項につきましては、それぞれ所管するスポーツ・国体推進部、環境部の質疑において、当初予算案への反映状況を整理、確認する場を設けてまいりたいと思います。

次に、2月定例会月議会中における所管事務調査について、皆様方にお諮りいたします。

なお、休会中の所管事務調査については、全ての議案の審査が終わった後に、その他事項で改めて提案を受けたいと思います。

この2月定例会月議会で所管事務調査を行いたい、こういったご提案がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(なし)

○ 山口智也委員長

そうしましたら、2月定例会月議会中の所管事務は行いません。

最後に、1月27日に行いました所管事務調査、駅前の再開発についての内容を取りまとめた報告書案について、会議用システムの都市・環境常任委員会に、今週中を目途にアップしたいと思いますので、修正などのご意見がございましたら、今回の委員会が終了するまでに事務局にお伝えいただければと思います。

大変お待たせをいたしました。

それでは、審査順序に基づきまして、上下水道局の審査を行ってまいります。

まず、上下水道局事業管理者よりご挨拶をいただきます。

○ 山本上下水道局事業管理者

上下水道局、山本でございます。よろしくお願いいたします。

過日、議案聴取会でいただきましたご質問にお答えするとともに、補正予算を組ませていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

そして、新型コロナウイルスの関係で、ちょっと世の中がざわついておる中で、上下水道局といたしましても、供給する水の体制、そして、処理する水の体制のほうがちっとしていないと、最低限の生活、賄えませんので、その辺のところ留意しながら対応させていただきたいと思っております。

その中で、きょう、今回協議会のほうでも、水処理に関するアクションプログラムのほうをちょっと協議させていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

歳出第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

議案第88号 令和2年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第91号 令和2年度四日市市水道事業会計予算

議案第93号 令和2年度四日市市下水道事業会計予算

○ 山口智也委員長

それでは、ここからは、予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第82号令和2年度四日市市一般会計に係る上下水道局所管部分と、議案第88号令和2年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第91号令和2年度四日市市水道事業会計予算、議案第93号令和2年度四日市市下水道事業会計予算の四つの当初予算議案の審査を行ってまいります。

まず、これにつきましては、委員のほうから追加資料の請求がございましたので、その説明から求めたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、タブレットでございますが、10の2月定例会議会、07の都市・環境常任委員会、001の上下水道局関係資料をお願いいたします。その4ページをお願いいたします。

○ 山口智也委員長

少々お待ちください。

都市・環境常任委員会の中の001になります。29分の4ページになります。

それでは、お願いいたします。じゃ、どうぞお願いします。

○ 伊藤経営企画課長

まず、1番として、下水道事業における企業債残高の差異についてということで、これについては加納委員のほうからご質問いただいたところでございます。

これは、昨年の当初予算の予算資料でお示しをいたしました平成30年度末におけます企業債残高の見込みと、今回提出いたしました資料における決算での企業債残高に差異が生じているので、これはどういう理由かというものでございます。

まず、決算見込みと決算での差異につきましては、資料中ほどの①を見ていただきますと、32億4000万円ほどの差異が出ております。変動額の(ア)'引く(ア)でございますが、これは、当初予算編成時には見込めなかった建設改良費で繰越事業が発生したため、企業債の借り入れ時期が令和元年度にずれ込んだことが主な要因となっております。

これ以外につきましては、国の補正予算に対応したことによります増額分と、入札差金が発生したことなどによりまして、借入額が減少したことによるものでございます。

続きまして、5ページのほうをお願いいたします。

5、6の関連でございますが、これにつきましては、森委員と小田委員さんのほうから、水道の配水系統と水源の構成がどのような形になっておるのかということでのご質問をいただいたところでございます。

まず、(1)のほうで、配水の系統図におきまして、受水する県水についてですが、まず、左から、三重用水で使用実績が日量でおよそ2万7000m³ほど、真ん中の長良川水系の使用実績については日量で1100m³ほど、右へ行っていただきまして、赤色ですが、木曽川水系では日量1万4610m³程度となっております。

また、自己水源につきましては、合計で、日量で6万6000m³ほどとなっております。

水源の構成図は左下でございますが、この円グラフでお示ししたとおりでございます、自己水と県水はおおむね6対4となっております。

次の6ページをめくっていただきますと、配水のエリア図、これは先ほど5ページと大体色を合わせていただきまして、このような形でエリアが区分されておるところでございます。

続きまして、7ページのほうをお願いいたします。

これは森委員のほうからご質問いただきました水道事業の受水期において、建設の負担金はどのような形になっておるのかというご質問をいただきました。

まず、県水につきましては、基本料金と使用料金に分けられておりまして、基本料金で施設整備にかかった経費を負担し、使用料金のほうで維持管理費を負担しているというの

が形というような形となっております。

基本料金につきましては、5カ年分の資本費を水系全体の5カ年分の契約水量で割って算出をしておるところでございます。木曾川、長良川、三重用水の基本料金の算出は記載のとおりとなっております。なお、使用料金につきましては、県内市町間の均衡を図るため、平成22年度から県内統一の料金となっております。

参考に、令和2年2月17日に支払った木曾川水系の明細をお示ししております。

私からの説明は以上でございます。

○ 村上総務課長

総務課の村上でございます。

資料、同じく次のページで、29分の8ページ目をごらんください。

4番、上下水道局における年代別給与支給額について説明をさせていただきます。

下水道の民間委託に絡みまして、年代別人件費ということで資料を用意いたしました。上の表から下にかけてですが、まず、水道会計、真ん中に下水道会計、下に上下の合計でございます。

水道会計では、縦には、50歳代、40歳代、30歳代、20歳代以下、そして、横軸には、平成30年度、平成29年度、平成28年度と推移をあらわしております。

平成30年度のところを見ていただきますと、まず、1人当たりの総支給額でございますが、年齢が上がるほど支給額は上がっております。人数のほうのところでは、40歳代が一番多いというところで、全体的な総支給額を年代別に見ますと、40代が一番多くなっているというところでございます。

推移につきましては、年代ごとに増減はございますが、合計では増加傾向にございます。

真ん中の表の下水道会計につきましても、同じような傾向が言えますが、20歳代が若干多目というような状況でございます。

説明は以上でございます。

○ 中村下水建設課長

下水建設課、中村です。よろしく申し上げます。

9ページをお願いします。

5、市街化区域における污水管整備についてでございます。森委員よりご質問いただき

ました。

(1) 汚水処理施設の概成でございます。

公共下水道など汚水処理施設整備の国の方針を受け、本市は、四日市市生活排水処理施設整備計画、アクションプログラムを作成し、令和7年度末までに市街化区域内の下水道計画区域について概成を目指しているところでございます。

2、各年度の整備延長及びその事業費でございます。

下の表は、令和2年度から令和7年度、縦軸に、北部、単独、南部の各処理分区の整備予定の延長を、表の下段には事業費をお示ししております。

なお、令和3年度以降の事業費は、経営計画でお示しさせていただいたとおりでございます。

次に、3、令和2年度から令和7年度の整備予定箇所です。

10ページをお願いします。

左下でございます凡例にご注目ください。令和元年度まで公共下水道に接続可能な箇所をグレーで、予算ベースでございます。順に下に、令和2年度を黄色で、令和3年度を赤色で、令和4年度を青色、令和5年から令和7年度までを水色でそれぞれを示しました。

少し細かくて恐縮でございますが、整備区域を4分割して、10ページから13ページにお示しします。

これまでも管渠整備は下流から上流に、家屋が密集している地域を優先的に整備を行ってきました。10ページから13ページの図面は、現在の整備予定でございます。まだ詳細な設計が終わっていない箇所も含んでおります。設計が固まってくると、さまざまな見直し、例えば流下方向の見直しなどや下流域周辺の工事の進捗状況により整備順序を入れかえることも想定されます。

また、詳細設計を進める中で、地下埋設物などが支障になること、例えば河川堤防や国道、県道などで、これまでも污水管の占用ができないといった事例もあり、污水管路を敷設することができないことが十分に考えられます。そのあたりは詳細な設計を行う中で、しっかりと調整していきたいと考えております。

続きまして、14ページをお願いします。

6、市街化区域における雨水対策についてでございます。小林委員よりご質問いただきました。

1、雨水排水対策整備の基本的な考え方については、市民生活に大きな支障となる床上

浸水被害の軽減を優先し、その要因や実現性を考慮し、順次整備を進めています。また、効果の発動が見込めるような局部、局所的な改良や、既存施設、水路等の能力を最大限発揮できるよう、維持管理に努めています。

2、整備箇所についてでございますが、大規模な貯留施設や水路改修など、多くの事業費を必要とする床上浸水区域については、基本方針のとおり、計画的に整備を進めていきます。また、局所的な雨水排水対策として、例えば地形がくぼ地となっており、道路冠水などが頻繁に発生する箇所については、雨水支線、水路の延伸や、少しでも早く雨水を排除するために排水ポンプを設置するなど、整備を進めていきます。

今後の整備箇所につきましては、これまでの降雨、浸水状況を検証し、整備方針とその対策方法、対策箇所等を定め、令和2年度に策定を予定しています雨水管理総合計画でお示ししていきたいと考えております。

次に、3、大雨時の対応についてでございます。

ふだんからの対応としまして、排水施設の機能維持を行うため、地元からのご要望などもいただきながら、水路の土砂撤去、清掃、老朽化などにより施設が傷んでいる場合には修繕を行っています。

次に、大雨予報時ですが、大雨が予想される場合、主に台風の接近が予想される場合が多いのですが、地区市民センターなどへ土のうを配備し、浸水発生に備えます。また、事前にパトロールを行うなど、スクリーンや樋門、過去の実績から水があふれやすい箇所、その他ごみや稲わらが詰まりやすい箇所の点検、清掃等を行います。

次に、大雨時、降雨時につきましては、河川や水路の水位監視などの情報収集を行い、水路から溢水などして道路冠水が発生した場合は、安全確保のため、道路管理者や警察と連携して通行の規制を行うことや、スクリーン、樋門、水路、集水ますに詰まった稲わらなどの除去を行います。

最後に、大雨後、降雨後でございますが、地区市民センターなどへ被害の状況の確認やパトロールによる現場調査を行い、ごみ、土砂、稲わら等の撤去、損傷した施設の修繕に着手し、次の降雨に備えるといった対応を行っています。

私からの説明は以上です。

○ 堀木施設課長

次の15ページをごらんいただきたいと思います。

7番目の公共下水道雨水対策事業の施設更新の一覧についてということで、伊藤嗣也委員のほうからご質問をいただいております。

これは、雨池ポンプ場のほか6カ所のほかとはどこかというようなところの中で、一覧表で示させていただいております。53番から70番にかけてになります。それ以外にもほかという表現がございますものですから、一覧表という形で提示をさせていただいております。

一覧表ではございますけれども、今見ていただいております10、2月定例会議会、0都市・環境常任委員会で、219当初予算資料、上下水道局というのが、118ページからごらんいただけたらと思うんですけども、こちらのほうに図面を資料として添付して内容は全て掲載されております。その内容が一番右端の資料になります令和2年度当初予算参考資料、ページ数（上下水道局）と書いてあるところの118分の例えば106ページであるとかというふうな形で対応させるようにさせていただきました。

この表の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、16ページをごらんください。

8番、日永浄化センター第4系統放流水の栄養塩の管理運転についてということで、小林委員からご質問をいただいております。

まず一つ目といたしましては、この栄養塩とは何かということについて、栄養塩といえますのは、海水中に溶けたケイ素、窒素、リン、こういった化合物の総称を言います。このうち、下水道処理場から排出されるものといえますのは、リンと窒素という化合物という形になります。

この栄養塩はどういう働きをしているかと言いますと、海水では海藻でありましたとか、あるいは植物性プランクトンなんかを育てるための肥料というふうな形で位置づけられているものでございます。

伊勢湾が随分ときれいになってきているというところもあるんですけども、この栄養塩が不足しますのが大体冬場が多いというところで、そのために下水放流水の中のリンでありますとか窒素、これを水濁防止法の規制の中で、通常よりも少し高い濃度で放流するという運転が栄養塩管理運転という方法でございます。

下に絵を、イメージ図ではございますけれども、絵をつけてございます。処理場のほうから、少しリンでありますとか窒素でありますとかというところの栄養塩を少し多く供給していくということにおいて、例えばノリ養殖場のノリの育成といいますか、生育を促進

させる働きをもたらすというようなことをごさいます。

(2) でごさいますけれども、日永第4系統、一番最新鋭の設備で、浄化能力も非常にすぐれている設備でごさいますもんですから、ここの中で特にリンについて濃度を上げていこうという働きをしております、(2) のグラフではごさいますけれども、これは栄養塩管理運転の状態でごさいます。第4系統で水質汚濁防止法上の規制値が1.0mg/l、この赤い線で引かれているところでごさいますが、ここが基準値となります。これ以内におきまして、現状では大体0.4mg/lから0.58mg/lぐらいまでの間で推移をしているという状況でごさいます。

続けて、17ページをごらんください。

(3) 番でごさいますが、今年の11月から栄養塩の管理運転に向けた準備ということでございまして、県の北勢流域下水道、南北処理場があるわけなんですけれども、こちらの栄養塩の管理運転の状況、それから、当市の農林水産の担当部局、それから、環境部とも情報を共有しながら、国土交通省に手順書がございまして、その手順書に基づいて、特にリン化合物について栄養塩運転を実施していこうというところで、実際には2月2日から実施をいたしております。このことにおいて、0.1mg/l程度、濃度を高めているという状態でごさいます。

そのグラフが下でごさいます。同じように、水質汚濁防止法の基準値が1.0mg/lという中であって、大体0.6mg/l強ぐらいのところまで運転をしております。

今後におきましても、3月中旬ぐらいをめどに、だんだんと海水温も上がってまいりますので、0.6mg/lから0.8mg/lに推移をさせながら、第4系統、栄養塩の運転、リンを高めながらやっっていこうというふうに考えております。

私からは以上でごさいます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりです。

それでは、まず初めに、追加資料の分から質疑を行ってまいりたいと思います。それ以外については、後ほど時間をとらせていただきますので、お願いいたします。

それでは、追加資料の分について、森委員より、よろしく申し上げます。

○ 森 康哲委員

追加資料の説明を受けたんですけれども、まだ足りないんですわ。足りない分の請求をしてもいいですか。

○ 山口智也委員長

お願いします。

○ 森 康哲委員

木曾川、長良川、三重用水のそれぞれの単価とか、そういうのは示していただいたんですけれども、それぞれの使い道、その水が一体どれぐらい使用されて、どれぐらい使われていないのかというのが知りたかったんですけれども、それはどこかにあらわれては……。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画、伊藤でございます。

資料の29分の5ページで、これ、日平均という形にはなっておりますけれども、実際に使用している実績をそれぞれでお示しさせていただきまして、要は無駄になっている水があるかないかというお話かとは思いますが、無駄にしている水はないということでございます。

説明は以上です。

○ 森 康哲委員

日平均ではなくて、月単位でそういうのが読み取れる表みたいになっているのかなと思ったんですけれど、これはあくまで1日に対する平均だと思うんですけれども、月でどれぐらい、例えば夏と冬では全然違うでしょうし、そういうのが読み取れる資料が欲しかったんですけれども、そういうのはすぐ出ますか。

○ 山口智也委員長

季節ごとの使用量の変化とか、そのあたりのことをおっしゃっていますが。

○ 森 康哲委員

何を求めているのかということ、高い建設費用を負担して、水を買っているわけですが、それが有効に使われているのかどうかを判断したんですけど、それが読み取れる資料。

○ 山口智也委員長

県水の使い道について、無駄が生じているのではないかというご指摘について、改めて。

○ 伊藤経営企画課長

済みません。

無駄になっているというのは、まず、ないんでございますが、先ほどの月別でというのはちょっとコピーすればすぐ出るんですけど、各木曾川、長良川、三重用水ということで、これ、平成30年度の実績ですけれども、各月ごとの水量についてはお示しをすることができます。

例えば4月ですと、トータルでは128万 m^3 ほどで、夏の7月、8月ですと135万 m^3 ほど使っているという形にはなっております。

○ 山口智也委員長

資料を求めていらっしゃいますので、すぐ出るとお思いますので、ちょっとどなたか、資料の準備をお願いしたいと思います。

ちょっと一旦、この件は保留させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、この件、ちょっと保留させていただきまして、後ほど議論させていただきま

す。

その他の質疑をお願いしたいと思います。

○ 小林博次委員

市街化区域の雨水対策の資料。

○ 山口智也委員長

マイクをお願いします。

○ 小林博次委員

29分の14ページ、市街化区域における雨水対策ということで資料をいただきました。

質問の中身と答えが違うんですけれども、せっかくもらったんやで、これでちょっと質問します。

ここで聞きたかったのは、大雨が降って、あるいは地震かなんかで処理場が壊れたとき、どんなふうな対応、対策を考えているのか。考えていることの資料で下さい、こういうことやったんやけど。

○ 山口智也委員長

まず、それについて答弁をお願いしたいと思います。

災害時に処理場が破損した場合の対応について。

○ 小林博次委員

それから、話の中身としては、集中豪雨のときの対策。これは資料いただいたんですけど、絶えず水がつくところとか、そういうところの対策、現実にはされてないので、きちんとしてほしいというのが次の要望になるということ。

それと、大雨の予報時に地区市民センター等へ土のうを配備すると、こう書いてある。ところが、行ってもくれない。その辺はどうなっておるの。そんなものはその辺で買ってきていと言われて。

○ 中村下水建設課長

下水建設課、中村です。

委員から、大雨の時の対応、それから、センターへどのように土のうが配備されているのか、そのあたりをご質問いただいたと思います。

今、各センターにつきましては、配置表というのをこさえておりまして、土のうを定数持っていつている状況です。そのほかに、極端に水位が上がるのが想定されるころには、近場まで持って行った事例もございます。

指摘の事象は、私、ちょっと把握しておりません。申しわけありませんが、ご要望いただければ、また改めてその配置数の見直しをかけていきたいというふうに思っております。

○ 小林博次委員

実際には、そんなもん、どっかその辺へ行って買ってこいと言われて、どこに売っておるのやと。ここを見たら土のうを配備と書いてあるから、飾っておくだけなら意味がないんで、その辺はもう一回点検してください。

○ 山口智也委員長

小林委員、一番最初のご質問について、手を挙げていらっしゃいますが。

○ 堀木施設課長

済みません。大雨等、災害時に処理場が壊れた場合にどのように処理するのかというご質問でございますが、こちらにつきましては簡易処理という方法で、使える池であるとかため池的なものをつくりまして、そこに一時、汚水等をためます。そして、それを次亜塩素酸ナトリウムという薬品等を使いまして滅菌処理をいたしましてから放流をするというような対策をとっていかうというふうになっております。

以上です。

○ 小林博次委員

現実には、ため池を掘ったりというのはないわけやろう。

実際には伊勢湾に放流するわけやな、滅菌して。それが実は海洋汚染で、日本中問題になっておる問題なんやわね。

だから、壊れたときの対策、対応というのは、あらかじめきちっとしておかないと、実際にそのときに池を掘って、そこへ流して滅菌処理、こんなことはできないし、できていないし、多分やる意思もないやろうし、だから、答弁だけではだめなので、そのあたりはやっぱり普通のときにきちっと対策を立てておかないとちょっとまずいと違うかなと、こんなふうに思うんで、それだけ。

それから、今現状は、滅菌して伊勢湾に放流しておるわけですけど、その辺についても、もう少し工夫が要るんと違うかと思うんで、今ある日永の第4系統のますまで壊れるかどうかわからんけど、そういうものが壊れたときの対策というのは、やっぱりある程度考える必要があるんと違うかなと、課題として研究してください。

その次に、29分の16ページで、資料ありがとうございます。

ここでノリの養殖って書いてあるんやけど、こんな汚い海でノリを養殖しているの。

質問の趣旨は、リン規制がきつ過ぎて、伊勢湾の中そのものに、例えば魚介類がもう激減している、これは三河湾で、365日のうち300日、赤潮が発生したのでリン規制をやって赤潮がなくなったんやけど、栄養もなくなったから、せっかく養殖しているアサリが全然育たなかった。規制値いっぱいまでリンを放流したら資源回復ができたわけね。ところが、伊勢湾はできてないんで、だから、規制値いっぱいまでリンの規制を緩和すべきやと思うよ。

垂れ流しせえという、こういう話と違って、規制基準が示されておるで、そこいっぱいまで上げて、放流する。

だから、不必要に下げ過ぎているので、あなた方の責任はそれで果たせるかわからんけど、伊勢湾が逆に死んでしまうということになりますから、そのあたりのことを少し研究していただいて、対応していただくとありがたいなと思うんで、何か考え方があれば聞かせてください。

○ 堀木施設課長

委員のほうからご提案をいただきましたリンの放流に関しまして、運転状況ともかみ合いながら、なるべく濃度を高めながらやっていく。今のところは0.8mg/lというのを目標に考えてはおるんですけれども、1.0mg/lぎりぎり、少しの状況でも動く可能性がありますから、その辺をなるべく高い方向に持っていくような形で進めていきたいとは考えてございます。

以上です。

○ 小林博次委員

なるべくと言わんと、きちっと持って行ってください。

ぎりぎりにすると、はみ出したりというのが出る可能性、危険性もあるんやけど、赤潮対策でこれ、規制しているわけです。魚を殺すために規制しているわけじゃないんで、そのあたりを勘案してもらって対策を立てる。

ちょっとここで疑問が出てくるんやけど、第4系統の設備を高い金を出してつくったんやけど、本当にこの設備が要るのかどうか、要ったんかどうか、ちょっと疑問になるんやけど、赤潮対策とか、もっと水をきれいにせんとあかんからということで第4系統がつく

られた。幾ら高度処理をやっても、現状が改善、富栄養化現象が改善できなかったわけで、そうすると、そこで栄養塩の管理で規制基準を下げて、対策をしてということが、効果が出た。

これ、なかっても、これ、規制値以下に、リン規制とかがされておいたら、第4系統という設備そのものが不必要でなかったのと違うかなというふうに個人的に思ったので。

○ 山口智也委員長

答弁。

○ 堀木施設課長

リン規制、海の関係につきまして、特にこの伊勢湾であったりとか、あるいは東京湾、あるいは大阪湾といった閉鎖的な水域につきましては、やはりある程度リンであったりとか窒素、栄養塩の規制を行わないと、先ほど言われますように、赤潮が発生をするということで、海に対しても影響が悪いというところで、それぞれ国のほう、あるいは県のほうで海の環境基準という水準がつくられておりまして、そこでの海洋生物との共存というような形をとっていくのではないかと。

確かにおっしゃられますように、高い技術で浄化をしていく場合、第4系統などの施設において、海はきれいになったという反面、そういった意味の中では、こういった冬場は栄養塩を追加しなさいという国の指導もございます。そこは漁業者であったりとかというところと協議をした上でという話もあるんですけども、その辺のところはあります。

ただ、環境基準を達成していくという、赤潮あれば、どちらにしても、海洋生物に対して悪影響を与えるような状況になってまいりますもんですから、ある程度、季節的な分け方はあるにせよ、環境基準というものの中できれいにしていくという意味では、4系はやっぱりつくる必要があったのではないかと私どもは考えてございます。

以上です。

○ 小林博次委員

いや、本当にそうやったんかと思って。これ以上きれいにしても、第4系統をつくってやってもきれいにならなかったわけやない。何がって、栄養が多過ぎたからならなかったんで、栄養を減らした、栄養塩の基準を下げたらきれいになったわけやね。そうすると、

第4系統を使わなくてもきれいになるわけやない。だから、その辺で本当に要ったんかって聞いておるわけ。

だから、それはあんた方、今答えするって言うけど、少し検討せんとわからんと違う。

○ 松久上下水道局経営企画課副参事

経営企画課副参事、松久です。

補足でちょっとご説明させていただきます。

第4系統建設の経緯なんですけど、接続の人口がふえたことと第1系統が老朽化したことによりまして、第1系統を廃止することが決まりまして、新しい施設が必要になったということです。

そのときに、伊勢湾は閉鎖性水域ということで、どうしても高度処理の施設をつくらなきゃいけないということで、これまでの第1から第3系統の高級処理から、第4系統は高度処理という、リンと窒素をコントロールというか、規制をかける、そういう施設をつくる必要がございましたので、第4系統はそういう施設になっております。

ただ、先ほど委員が言われたように、生物への影響がございまして、最近では、先ほど冬季の栄養の管理をしてやっていこうという形で、この2月からそういうふうにチャレンジしていこうということでございます。

以上です。

○ 小林博次委員

ちょっと理解しかねるところもあるけど、これから毎月どんな規制値になっているのかというのは報告を下さい。

以上です。

○ 山口智也委員長

しっかりご指摘も踏まえて、海がきれいになり過ぎてもだめなんだというご指摘だと思いますので、しっかりそのあたりの数値の情報共有をさせていただくようにお願いしたいと思います。

先ほどの資料が整いましたので、森委員のほうからお願いしたいなと思います。

○ 森 康哲委員

資料ありがとうございます。

この資料を見ますと、下から3行目に1日の平均が出ていて、それぞれの推計が読み取れる。その上に全体の1年の計も出ていますので、これを見比べると、例えば長良川水系が40万1534m³、木曾川水系が532万6840m³、三重用水系に至っては992万1146m³、桁違いに使用水量が違ふと。長良川水系からすると三重用水は20倍以上、木曾川水系は10倍以上、極端に長良川水系だけが少ない。だけど、建設費用が多額にかかっていると。

高い水を、逆に言えば、県水を買わされておるような形になっておると思うんですけども、県内で亀山のシャープができた折にどうしても水が必要だということで、長良川水系を建設、必要に迫られて水を引くようになったと思うんですけども、今現在、三重県の中部のほうに送る水が減ってきていると思うんです。その分、四日市の負担がふえてないかどうか、それを確認したいんです。

○ 松久上下水道局経営企画課副参事

松阪や津の中勢と北勢とで全く原価計算が異なっておりまして、向こうの水量の変化に対しては、北勢は影響を受けておりません。

○ 森 康哲委員

建設の費用負担と使用料は県内一律と書いてあるじゃないですか。

○ 松久上下水道局経営企画課副参事

済みません、説明不足でした。

原価計算上は別々ですが、もともと原価計算したときに水系別にやっております。長良川、木曾、三重、それから、中勢の長良川等とやっております。

ただ、その中できちんと計算しますと、各水系で使用料単価がばらばらになります。そうしますと、例えば四日市ですと、三重の水の使用料が43円で、木曾川が39円、長良川が40円とかとなりますと、どこの水を使ったほうが有利というような形になりますので、そういったことをなくすために39円というふうに県内統一しまして、その差額分を基本料金のほうにちょっと乗せて調整しているということが現実に行っております。

○ 森 康哲委員

だから、長良川河口堰をつくったときに、その建設費が膨大になって、その負担を強いられておると思うんですけれども、何が言いたいかというと、必要なら高い水も買わなあかんと思うんですけれども、県内全体で薄めるのに、四日市も協力せえよと言われて負担しているわけじゃないですか。それを市民にどれだけ説明できているのか。なかなかこれでは読み取りづらい。

安い水があれば、安い水を買うのが普通なんです。より安くて、いい水を求めるのが当たり前の話なんですけれども、この表から見ると、なぜ極端に少ない量ですけれども、単価が高い水を買わなきゃいけないのか。それ、やっぱり説明せなあかんと思います。

全体の使用量は中勢で減っているはずなので、それを北勢のほうでやっぱり受け入れている限り、四日市の負担はずっと続くと思うんですけれども、その説明をもう少し丁寧にしてほしいんですが。

○ 山口智也委員長

済みません、ちょっと基本的なことを教えてほしいんですけど、この資料にある県内一律1 m³39円というのは、これは木曾川水系の単価ということですか。じゃなくて。

○ 堀木施設課長

39円といいますのは、木曾川水系、三重用水系、長良川水系、あと、中勢のほうでは雲出川水系とか、南のほうへ行きますと、志摩とか南勢系のほうがあるわけなんですけど、それぞれ全て39円に統一されたのが平成22年という形になっております。

○ 森 康哲委員

だから、この資料の基本料金単価というのが、木曾川やと、月に立方メートル当たり700円、だけど、長良川水系になると、立方メートル当たり2230円になると、3倍以上になっている。これが基本料金の差ですね。それで、使用料は一律だけれども、基本料金が高いから、使えば使うほど長良川が高いんです。これをきちっと説明しないと、安い水があるのやったら、安い水ばかり買えばええじゃないかという。

○ 若林上下水道局技術部長

まず、受水に係る費用の算定ということで、7ページに示させていただきましたけれども、基本料金というのは、契約水量に係る数字です。幾ら使おうが使わまいが、契約水量を長良川水系につきましては1日当たり2200m³ということで、契約をしております。

この契約量に応じて基本料金をお支払いするという形になってございますので、長良川水系については2200m³、木曾川水系につきましては、これ3万6200m³まで使いますという形になってございます。三重用水については4万1800m³、その中で責任水量制というのがとられておりますので、このうちの三重用水ですと、これ、5ページの図を見ていただくとわかるんですが、4万1800m³に対して2万7170m³、これは責任水量、ここまでは必ず使ってくださいよと、使わなくてもこのお金を支払わなければならないというようなことにはなってくる。だから、使わずに、捨てるじゃなくて、無駄なお金を使わずに、この中で責任水量は目いっぱい使いながら自己水を足していく、そういう使い方をしてございます。

それぞれの用水は、矢印で示させていただいておりますように、三重用水については、主に水沢方面に水をまず供給しております。木曾川用水については、右側でございます、どちらかという和海側のほうです。そちらのほうの水に足させてもらっています。長良川については、楠、それと、これ、水沢にも入れておりますけれども、こういう配置が違うことで、全て同じように県営用水を使えるかという、そういうことではございませんし、三重用水と長良川用水については責任水量がございまして、その分はきちっと使って、使った水に対してお支払いするのが使用料のほうでございまして、こちらのほうは使用料の単価をお支払いさせていただいておる。

基本料については、契約水量に応じてお支払いをするということで、使うか、使わないかにかかわらず、これはお支払いしなければならないということでございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

だから、基本料金のほうに全部あって、責任水量として入れ込まれておるわけですよ、これだけ使いなさいよと。使わなくても、先ほど説明あったように、お金が発生しますよということなので、その分、負担が大きいんですよ、ほかの水系よりも。

○ 山口智也委員長

使い切っているんでしょう。

○ 若林上下水道局技術部長

はい。

○ 山口智也委員長

その責任水量の中の分は、単価は高いけれども、使い切っているということですね。

○ 若林上下水道局技術部長

そのとおりでございます。

○ 森 康哲委員

だから、何が言いたいかという、極端な話をすると、長良川水系のこの水量であれば、なくてもほかから持ってこれる、これだけならね。四日市は自分ところの水源もあるわけですので。

○ 若林上下水道局技術部長

そこはもう長良川水系の成り立ちというところになりますので、この契約をした以上、それは契約を破棄するという事は簡単にはできませんので、これは2200m³という契約のもとにやっておりますので、その分に見合う基本料金についてはお支払いをするという形になってまいりますので、それに対して、使用料は使用料単価のほうでお支払いしますので、使った分だけお支払いをするというような仕組みでございますので、なかなか契約料の見直しというところら辺までは、成り立ちの中からちょっと非常に難しいものというふう考えております。

○ 森 康哲委員

だから、その説明をきちっとしないと、これ、1回契約したから、もうこれはさわれないですわと言うんではなくて、市民に対して、これ、いろんな水系の中で建設費がこれだけかかって、これだけ負担があるんですわ、そういうことをその都度やはり説明をするべきだと思いますし、市民に対して、やはり負担は市民にかかってくることになると思うので、単価が違う水が何であるのという疑問も持たれていると思います。その辺の説明は、

きちっと説明責任があると思いますので質問しました。

○ 山口智也委員長

市民への説明をしっかりとしなさいというご指摘だと思いますので、これはしっかりと受けとめていただきたいと思います。

○ 小林博次委員

関連させてもらってよろしいか。

例えば三重用水なんかでも、当初、100億円の工事が1000億円かかったわけやな。10倍になったわけや。これは中南勢に工業団地をつくるという計画、それがなくなって、結局高い水を我々が買わされておるわけね。ここで問題なのは、契約したからと言うけど、赤水対策とか老朽管対策をこれからしっかりとやっていかなあかんのに、全部見直さなあかんよという話が今あるわけやね。

そのときに、高い契約をしたから当たり前という、こういう発想はやっぱりやめとかんと、いきさつからいきや、県がきちっと県財を入れて、もっと入れて対応する。

例えば亀山はシャープもあるけど自分ところの水を使ったから、県水は使ってないやわな、今は使っているかどうか知らんけど。鈴鹿と亀山が随分仲が悪くなって、四日市が救いの手を差し伸べたと思っておるんやけど、やっぱりそれぞれいきさつがあつて、結果として高い水を買わされるんなら、それはちょっとまずいのと違うのというのはやっぱりきちっとやらんとうまくいかなのと違うかなというふうに思うんで、だから、そういう全体をやっぱり見直して対策を立てるとというのが水道局の使命やと思うんやわな、俺は。ちょっと勝手に関連したけど、そんなこと。

だから、高いやないか、下げてくれというのは、そういう声としてやっぱり聞き取ってもらって、交渉すべきは交渉する、そんなことをする必要のあるのと違うかな。

○ 若林上下水道局技術部長

小林委員おっしゃるとおりやと思っています。

我々といたしましても、三重県との協議、それと、北勢市町が集まった受水部会というのを持っていますので、ここから県に向けての、企業庁に向けての意見、そういうのをしっかりと伝えさせていただきながら、5年ごとに契約の単価ですとか、基本料金ですとか、

そういう協議がございますので、そのたびにしっかりと対応させていただきたいというふうに思っております。

○ 伊藤嗣也委員

いろいろといい話かなと思っております。大事なことをご議論いただいておりますので、市民にしてみれば、我々、物を売る場合、原料を、いかにやすい原料を、なるべく品質がよくて安い原料を買うということは基本だと思っておりますね。これが製品にはね返ってくる。つまり、水道水という形ではね返ってくるわけですが、5ページの円グラフを見ますと、自己水と県水の割合が60.7対39.3なんですけど、これは量だと思っておりますけれども、各々の配水池に割合が均等で行っておるのかという点が1点。

それから、市民の方に、これ、量じゃなく金額で自己水と県水、例えば自己水もいろいろな加工をせないかんわけですね。県水も同じだと思っておりますけれども、市民の方、水道料金を請求する場合にも単位がありますね、1 m³幾ら、それを自己水、県水で何対何の割合なんやというのをちょっと金額ベースで教えてもらえませんか。単価ベースで結構です。単価の割合ですね。

○ 山口智也委員長

量としては6対4だけれども、金額ベースでいくとどのくらいになるかということですね。

○ 伊藤嗣也委員

ちょっと時間もあれですので、後から資料でも結構ですので、要は、物を売っているのに原価がわからなかったら商売できないわけですよ、基本的に。すつと返ってこんということがもう既に私は問題だと思っておりますので、やはりきちっと資料を提出いただきたいと思いますので、先に進めてください。よろしく申し上げます。

○ 山口智也委員長

そうしましたら、後ほどまた資料でお示しいただければと思っておりますので、この件は一旦保留とさせていただきます。

じゃ、小田委員、資料請求もしていただいておりますので、ご質疑がございましたら願

いしたいと思います。

○ 小田あけみ委員

ありがとうございます。

県水と自己水という考えというか、そのこと自体を、長いこと主婦をしていましたが、知りませんでした。一般の方は恐らくご存じないと思います。

そして、県水が大変高いということも知らされていないというのは、森委員、小林委員のおっしゃるとおりやと思いますので、何らかの形でどういう仕組みになっているか、恐らく専門家の方は当たり前のようにご存じやと思うんですけども、市民がもう少しそのことについて知るような広報を今後も行っていっていただきたいなと思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

ご意見ということで。

そうしたら、この件以外で。

○ 伊藤嗣也委員

私もちょっと資料を要求しましたので、済みません。

15ページの下水道の雨水対策事業の施設更新関係ですけれども、これ、私は、53番、57番、58番あたり、除塵機の更新とあって、これはただ単なるスクリーンにごみがつくやつをとるだけの装置で、これは当たり前の装置という理解をします。

今、求められておるのは、そういうのも大事かもしれませんが、どさっと雨が降ることに対する対応、対策がやはり求められておるわけでございまして、この中でポンプの能力をアップする、更新をしたり、さまざまな、そういうのが大事なのかなあとと思います。

そうしますと、69番、70番、54番、55番もかな。66番は設計か、というあたりなのかなと。そうすると、それ以外の、今言うた朝明ポンプ場、橋北、阿瀬知のポンプ場以外は、能力というものはアップさせないという考え方でよろしいんですか。

○ 堀木施設課長

施設課の堀木でございます。

先ほど委員申されました、更新という形から能力アップは見込んでございません。今の能力でもって更新をしていくということでございます。

以上です。

○ 山口智也委員長

ですので、それをどうする、ご指摘を受けてどういうふうを考えるかということやと思います。

○ 松久上下水道局経営企画課副参事

松久です。

ポンプの能力なんですが、これは下水道法の事業認可を受けた数字ですので、一応10年確率の、もしくは5年確率等々、計算に基づいて管路が設計されておまして、その管路から流れてくる量に見合った量のポンプを設定することになっております。ですので、それ以上のポンプを設置しても、国費、もらえないのもあるんですけども、能力上つけても、管渠から流れてくる量が限られていますので、設計、このような現状の維持のポンプを更新というふうになっております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

そうしますと、同じ能力のポンプに入れかえることはできるけど、それ以上、能力をアップというのはいできない、今の理由でしないということなんですが、そうすると、これ、雨の量というのがどんどんふえてきて、雨水による被害、災害というものがほとんど起こってきておる。それにはもう対応、今の理由で、本市では対応しないということになるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 山本上下水道局事業管理者

管理者、山本でございます。

委員のご意見につきましては、ちょうど昨年9月の大雨以降、いろんなところからご紹介もありましたもので、私としてお答えさせていただいたのをここでもさせていただきます。

ことになりませんが、本市は、昭和49年の49災害で大幅に海岸線にポンプ場を建設いたしました。その当時の建設省の基準に基づきまして、5年確率ぐらいの降雨量のポンプ場になりますが、その辺を整備させていただきました。

そして、当時と降り方も変わってきたといいますか、設計の基準も変わってきたところになってきております。最近で言えば、楠の二つのポンプ場は、新しい設計基準に基づいて、建屋もポンプの能力も変わっております。そこへ来て、ちょうど私が採用されたころの昭和55年ぐらいにちょうど塩浜とか羽津のポンプ場が随時完成しておりましたが、そのころの雨の降り方と極端に違いますので、設計の雨量も違いますし、能力を高めたところでポンプが息をするだけ、これ、正直申しまして、ポンプには負荷がかかって、余りよくありません。定量を計算どおりでやっていくと効率的な運転ができるということになってきます。

単純に考えれば、能力を上げて、すぐ吸ってくれやええじゃないかというご意見になるところでございますが、やはり道中の引っ張ってくる水路自体の能力がそれに見合いませんので、ポンプ場だけ水位が下がって、道中の水路の水位が下がらないというようなところが今の四日市の姿でございますので、それで、来年度予算のほうに総合雨水管理計画のほうをつくらせていただくというのは、その辺を総合的に見直して、そして、何らか対策ができないか。

今、国のほうもいろいろ災害が発生して、復旧する予算のほうはたくさんつけていただいているし、その一部が浜田貯留管のほうにも回ってきてはおりますが、今ある施設を機能アップするというのは、非常に下から全部やり直さなきゃならんという中で、その辺を強弱つけて対応していくために総合管理計画をつくる。もちろん局所対策で変わるのもあるものですから、その辺を組み合わせるといところで思っております。

最近、担当者やら課長と含めてちょっと度外視するような発想を一回持ってこいと。型どおりでいったら、もう一つどこかにポンプ場をつくる。楠のポンプ場を1個100億円ぐらいしますので、それをするか、それか、もっと違う方法はあらへんのか。貯留管にするのもありますが、貯留管、五、六十億円かかりますので、これも考えどころ、その辺の経営感覚と市民が訴えるものをどうやってしたらできるか。

今までにないような発想でもかまへんと、でも、それをちょっと思いつきで一遍やれという形で今アイデア出しをさせて、そして、来年度でちょっと形をつくって、一定の順番をちょっとつくらせていただいた上で、委員会にもお示しして、四日市の雨水対策、以前

の昭和のときのような雨の振り方と違う、水のつき方も変わっている。

正直に言って、水がついて、1時間もするとさっと引くのが今の四日市の現状やと思いますが、それをもっと早くするために何か方法がないか。それはちょっと下水道法で言うところのルール違反のところもあるかも知れませんが、その辺はとにかく考えよというところで知恵を絞らせておりますので、お答えになったかどうかはあれなんですけど、ただ、そういう整理をちょっときちっとさせていただいて、お示ししたいと思っておりますので、ちょっとご理解いただければと思います。

○ 伊藤嗣也委員

管理者みずから本音でご答弁いただいたことだと思います。そういうふうに理解します。

四日市の特性だと思うんですけども、今、西のほうで住宅地が新しく開発されて、雨も、先ほど言ったように、想定を超える雨が一気に降る。そうすると、四日市、西から東へ雨水は流れる。その道中に国道1号があり、JRがあり、国道23号があり、近鉄がある。そういったところを通過してポンプ場へ行く。これはかなり厳しいというのは、重々、私も承知しております。ですから、ポンプ能力を上げても、流れてくる状況をちゃんとしないと効果がないということも理解いたしました。

今、管理者おっしゃっていただいたように、どうか大変な知恵、皆さんの技術力を発揮していただきまして、この問題が解決、一日も早くできるようにお願いをいたしまして、私の質疑を終わります。

○ 山口智也委員長

関連で。

○ 森 康哲委員

先ほどの説明、よくわかりました。

ただ、それは内水の排水路が整備しないとポンプ場に集まってくるところまで来ないよというのがあろうと思うんですけども、ただ、十四川の宝永ポンプ場みたいに、河川に付いているポンプはまた別やと思います。その二つ、考えやなあかんと思うんですけども、河川に付いているポンプと内水用のポンプの考え方は一緒でいいですかね、確認。

○ 山本上下水道局事業管理者

基本的には一緒やと考えています。四日市の川のレベル、そして、下水路のレベル、雨池都市下水路と呼んでいるあっちのほうが、正直言って準用河川やら普通河川よりも流域も排水量も多うございますので、基本的には同じレベルで四日市は考えていいかと思いません。

鈴鹿川のレベルになると、これはもう桁が違いますのであれですが、市管理河川ぐらいですと、同一レベルに考えたほうが、対策としてはとりやすい。ただ、計算方法がいろいろ違いますので、いろいろ考えを組み合わせで対応していく、十四川の上流に調整池をとって、ポンプ場とのバランスをとったというようなこともあります。いろいろ対策をとれる場所があるようでは、調整池をつくっていくというのも方法やと思うんですが、いかんせん、四日市市内のつきやすそうなところにそれだけの空き地もありませんので、ちょっといろいろ知恵を絞りたい、そのように思っています。

○ 森 康哲委員

平成12年の東海豪雨の被害にあっては、十四川に関しては、途中での漏れはなかったと。ただ、内水で地域に甚大なる影響があった。

例えば羽津ポンプ場でも一緒です。古新田はもう水浸し、白須賀や富士町も水がついて、同じような状態なんですけれども、十四川からは漏れてないけど、内水でパンクしてしまう。その対策は、ポンプで頼むのか、それとも、別の対策にまたやっていくのかというのは考えていかなあかんと思うんですよ。

ポンプの能力以外で、そこまでにたどり着く内水であふれているわけなんで、その辺の対策はどういうふうを考えているのかお聞かせいただきたい。

○ 山本上下水道局事業管理者

その辺が今、非常に頭を悩ましている点でございます。田んぼを埋め立てていただいて、そして、宅地化していただいたところが、正直言って、最近の被害を受ける場所になっておられると思います。

正直申し上げますと、田んぼ道を舗装しただけですので、正直言って低い。伊藤委員がおっしゃられたように、鉄道とか道路とかとの狭間がありますので、どうしてもそのところでくぼ地状になっている。そのところを羽津都市下水路やその辺で迎えに行ったわけで

すけど、それよりも、以前田んぼのところは宅地化され、計画したときよりも雨が寄ってくる、スピードも上がってきたというところで、どういうふうな対応をすればいいのかというのが非常に悩ましいところでございます。

その辺のところも浸水シミュレーションという、今はコンピューターを使った技術がございますので、その辺と検証をかけながら、できる方法がないかというのを今探っておる最中でございますので、令和2年だけでできるかどうかという、非常に難しいところもあるし、少なくとも整理は一遍かけさせていただいて、そして、このエリアにはこういうことをやりたいんだというところをご説明した上で、それも結構お金がかかると思いますので、市内でちょっと申しわけないけど優先順位をつけながら、やはり浸水履歴の多いところから対応させていただきたい。一定の田んぼは、もう正直言って、ごめんなさいとしか言いようがないと思いますが、そのような中で順番をつけて、効果が出るところから整備をさせていただきたい、そのように考えています。

○ 森 康哲委員

やっぱり今の現状が開発がどんどん進んできて、山も崩され、田んぼも埋められ、そして、それに公共のインフラ整備が追いついていかないというところもあると思います。それを見込んでやっぱり沿岸部には特に集中してそういう被害が出てくるので、内側だけじゃなくて、沿岸部の対策をして、だんだん広げていかないと、結局はけないですよ。ポンプだけでなく、やっぱりそういう自然に流れる、自然流下の方法もきちっと対応をとっていかないといけないというのはやっぱり頭に置いておいてほしい。

いみじくも、何回も質問した羽津の人造堰のところ、競輪場のところに人造堰の名残があると。昔は自然流下で流していたのを閉じて羽津のポンプ場をつくったから、曲げている。でも、そこへ今回歩道橋をつくるわけです。歩道橋をつくれれば、もう人造堰の復活はなくなります。でも、それを地域に説明したときに、自然災害が起きないように、もう人造堰の復活はなくなっちゃうんだねと。その対応策ってちゃんとしているのか、そういう質問も出ておりました。

その辺の地域のやっぱり危ぶむ声というのもきちっと受けとめていただいて、対応策の検討を早急をお願いしたいと思いますので、それは要望とさせていただきます。

○ 小林博次委員

自然流下というところで関連させてもらって、下水管へ入れるよりも、例えば道路を下げて、雨水を川へ流したほうがコストは安いと思うんやわ、大雨のときに。そんなふうになつくられてないので、道路が、だから、そういうのもやっぱり研究したらどうかな。

ここなんかは、しょっちゅう水がつくんやけど、昔は用水があったわけな、2 mぐらいの幅の。全部埋めて桜を植えていってくれたんやけど、これがなかったらこんなところ、水がつくことはなかったんで。今度は水がつくと排水管を入れるわけ。排水管で排水できやんと、今度ポンプ場をつくると、排水管200億円、ポンプ場200億円かかる。維持管理とか、だから、もう少し総合的にやっぱりコストのかからんことを考えてもらいたいな。これ、要望やな。

○ 山口智也委員長

ということで、一旦ちょっとここで休憩を入れさせていただきたいと思います。再開は、11時30分をお願いします。

11：18 休憩

11：29 再開

○ 山口智也委員長

それでは、再開をさせていただきたいと思います。

先ほど伊藤委員のほうから資料請求がございました、県水、自己水がそれぞれ金額ベースでどうなっておるんだというところの資料請求がありましたけれども、少し時間もかかるというようなことをお聞きしましたので、伊藤委員には確認させていただきまして、後日、委員のほうへ配付という形にさせていただこうと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、お願いしたいと思います。

それでは、追加資料の分について、引き続き質疑をお願いしたいと思います。

○ 森 康哲委員

資料29分の8ページで、年代別の給与支給額を出していただきました。ありがとうございます。

これを見ると、わかりやすいですね。水道事業と下水道事業それぞれ見ると、51歳から60歳が、平成30年度は23人、平成29年度が25人、平成28年度が20人、41歳から50歳が平成30年度は45人、平成29年度が45人、平成28年度が44人、これを読み取ると、若い年代が極端に少ない。技師さんが少ないですね。

何が言いたいのかというと、若い年代の職員さんは一番戦力になる。業者さんの対応とか、外へ走り回って仕事していただいている方で40歳以上からは管理職になってくる。そういうふうなのを鑑みると、やはりバランスが非常に悪いのがわかります。これは水道事業も下水道事業も同じ数字だと思います。同じような傾向がある。

そうすると、民間に出していく上で、よりやはりコンセッションに近い形で出さないと、こっちで技術力を担保しながらというのは非常に難しいんじゃないかなと。知識は確かにあります。管理職ですから経験もあります。だけど、実際に動く人が少ないと、給料体系で見てもこういうふうな給料ですから、これを民間に投げかけると、かなり給料の安い人が計画的に民間は登用できると。

行政が一番苦手な部分なんですね、これは。一旦雇うと、もう終身雇用ですから、どんどん給料は上がっていってしまう。ポストも要ると。民間ではそれを上手に振り分けてやることができる、そこのいいとこ取りをできるのがコンセッションだと思うんですが、かたくなにコンセッションはあかんということを聞きますので、その辺の考え方、ここの表を見ながらちょっと教えていただけますか。

○ 山本上下水道局事業管理者

8ページの件でご質問いただきましたので、お答えいたしたいと思います。

上下水道局と比べるとすると、都市整備部やと思うんですが、40歳代以上が多いのは、私どもとしてのやはりプロパー職員、現場の職員もいるというのも、都市整備部の年齢層バランスとの違いがそこにあるかと思います。

水道維持課、そして、日永浄化センターには労務職の職員さんがおっていただきます。

これが不補充で随分長く対応させていただいてきたことによって姿が変わってきたというところがあります。その辺でこの人数で見るとちょっと異なってくるかと思います。ですから、水道のほうでも23人おられますが管理職になっていただけていないという人数が結構含まれているというふうにごらんいただきたいと思います。

その中で、かたくなになっておるわけではありません。段階的に進めていく必要があるというところではございます。局庁舎のほうで言えば、料金収受のほうの業務についても総合的に委託をさせていただいています。そして、来年度に基本的なスキームをつくって、令和3年度から実行しようとする下水道の包括管理のほうを進めさせていただく中で、四日市として適切な方法をどうやって進めればいいのか考えているところでございます。段階的にいろんな手法を使いながら対応させていただきたい、そのように考えています。

これは都市整備部も一緒のこととして、土木技師、建築技師、電気機械技師のほうをどのように採用し、コントロールしていくかというのが大きな課題やと思っています。この辺については、都市整備部のほうとも、国体業務が終了した段階での技師のあり方というのは本当によく考えないと対応できなくなる。

ことしも採用試験をしていただけておるようですが、なかなか、聞くたびに人数がちょっと減っていったような情報が入っていますので、最終的にどれだけの人間が採用できるかはわかりませんが、やはり一定の職員を採用しつつ、外へ任せられるものはやはり任していくというのが今からの行政経営のあり方でもありますし、水道料金、下水道料金をいただかなきゃならん私どもにとっては、税だけでやっていると都市整備部とはまた違う目線でも対応していかならんと思っていますので、いろんな手法を考え、対応していきたい、そのようなつもりは全く変わっておりませんので、ひとつよろしく願いいたします。

○ 森 康哲委員

やはり若い職員を育てるというのも、これを見ると、なかなかうまくいってない現状が読み取れるわけです。採用したくても来てくれない。これは行政だけじゃなくて、民間も一緒なんです。民間にもまだまだ充足されてない、取り合いになっているわけです。綱引きをやっている、行政、負けるわけです。それはなぜか、賃金も決まっていれば、昇給のスピードも決まっている。民間はそういうところに即座に対応できる。対応できるところへやっぱり活路を見出すのは当たり前の話なんですよ。

だから、包括民営委託においてでも、より実際に効力が望めるやり方を、手法を採用していただきたいなと思っておりますので、その辺のところをもう一度、管理者、お願いします、考え方。

○ 山本上下水道局事業管理者

申し上げましたように、経営感覚を持ってやっていくという形は、都市整備部以上に強く持っておりますので、その中で四日市にとっていい方法、もちろんメジャーなものを引っ張ってきてというのでは、私はだめやと思っておりますので、四日市の会社さんをうまく使いながらやっていくのがやはりいい方法ではないかと思えます。

四日市は、三重県内では一番企業さんのレベルも高くございますし、コンビナートで培ってきたいろんなノウハウも持っておられる会社さんもありますので、包括委託をしていく中で、地元企業とコラボレーションしていただきながら対応していくのが理想的ではないかなと思っています。その辺をいろいろ探りながらやらせていただいておりますので、まずは、令和3年に下水道の包括委託のほうができるよう準備を進めていきたい、そのように考えております。

○ 森 康哲委員

人事でもやはり技師の不足というのは課題になっておると、これがもう如実にわかったので、やはり都市整備との中での共有の課題として取り組んでいただきたいと、要望します。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

今、議題となっております下水道管路施設包括維持管理事業、1月にも説明を受けておりますけれども、これに関連しておりますので、ほかに質疑ございましたら、ここでお願いできればと思います。

ちょっと私のほうから少し数点だけ、確認だけさせていただきたいと思えます。

1月にも説明を受けておりますので、繰り返しになるかもわかりませんが、当初予算ですので、しっかり残していきたいなと思えますので、よろしく申し上げます。

包括委託によって、生じる新たな時間というのが出てくると思うんですけども、そこをどういうふうにならぬことに取り組んでいくのかということが大事かと思ひますけれども、例えば令和7年の改正後のその後の検討であるとか、市街化調整区域における下水処理はどうして行くのかという、こういったこともしっかりと検討して行くことが大事かと思ひますけれども、そのあたりをしっかりとどういうふうに取り組んで行くのかというところを答弁いただければと思ひます。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画、伊藤でございます。

まず、下水道管路施設の包括維持を導入させていただくことで、今まで、どちらかというとな維持管理業務につきましては、事後対応的な意味合いが強かったと思ひております。それにつきましては、今後、ストックマネジメント計画等々を予防保全型管理ということて点検調査をしっかりとするように転換して行く中で、民間さんのお力を借りるといふふうなつもりで、今回債務負担行為等を上げさせていただいたところてございます。

あと、令和7年度までは当然直営といひますか、うちの職員のを存分に使わせていただいた上で、市街化区域の令和7年度の概成というのをしっかりと目標にやっていきたいといふふうて思ひております。

また、これ協議会のはうの話にはなるんですけども、令和8年度以降については、どうして行くべきなのかという部分を、その中で若干触れさせていただく形になるのかなと思ひております。

ただ、施設自体が四日市としてやはりそれ相応のを持っておりますので、施設の維持管理については、しっかりとやっていきたいといふふうて思ひております。

以上てございます。

○ 山口智也委員長

もう一点確認は、バリュー・フォー・マネーで近隣の同格あたりの豊田市なんかは5%の削減であるとか、香芝なんかやと6%ぐらい、国から五、六%の削減というのがあると思ひますけれども、本市の場合、包括委託することによって、どのあたりのラインを定めているのかというのを確認させていただきたいと思ひます。

○ 伊藤経営企画課長

目標値といいますか、定めた部分というのは正直なところございません。ただ、結果論としての話になろうかとは思いますが、それ相応に経済的な効率性といいますか、そういった意味合いでの五、六%の効果が出るんじゃないかなというふうには考えておるところでございます。

○ 山口智也委員長

そのあたり、甘い見通しではなくて、きちんとした、やはり国からの一定程度の五、六%というのもあるかと思えますし、やった結果がどうやったかというよりは、事前にしっかりそこはある程度の定めが必要ではないかなというふうに思います。

それから、今回包括委託で個別の維持管理業務、これと、ストックマネジメント計画業務、これが一体として委託をされていくわけですが、受託側はどういった受託側になるのかというイメージをまず教えていただきたいんですけども、どういった企業にこういった委託がされるのか。

ストックマネジメントと個別の維持管理では、業種というか、仕事の内容が少し違うと思います。これを一体的に委託するということが可能なかどうかというところ、例えば、これをJVなんかで合わせたところに委託していくのか、そういったイメージを教えてください。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画、伊藤です。

確かに個別の維持管理業務とストックマネジメント計画業務というのは、実際現場と計画みたいなイメージになります。計画といいますか、実際に調査系の話になりますので、実際の維持管理業務をやっていただいている市内の業者さんと、あと、コンサルさんみたく、そういった計画系、調査系というのをお得意にしているような業者さんがコラボして、JVみたいな形でやっていただくのがいいのかなというふうには考えておるところでございます。

○ 山口智也委員長

委託した結果、先ほどからも森委員のほうからもありましたように、技術力、こういっ

たものが低下をしていかないように、招かないような取り組みが必要かと思ひますし、また、先ほどバリュー・フォー・マネーという話も出させていただきましたけれども、委託することによって最大限のメリットを引き出せるような取り組みを期待したいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件について、ほかにご質疑がございましたらお願ひしたいと思ひます。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、それ以外の追加資料について、引き続きお願ひします。

特にございませんですか。

○ 森 康哲委員

市街化区域における污水管完了整備について資料をいただきました。

アクションプログラムのところなんですけれども、令和7年までの数字を出していただきました。ありがとうございます。

これで下水道事業を100%市街化区域、賄えるのかどうか、確認です。地図を見ると、まだ白いところが残っていると思ひますが。

○ 中村下水建設課長

下水建設課、中村です。よろしくお願ひします。

29分の10ページのほうを見ていただけたらと思ひます。

説明が足りなくて申しわけなかったんですが、例えば真ん中どころに霞ヶ浦駅がございます。その左手方向、こちらのほうは緑地になっています。このように市街化区域内であっても、緑地になっておったり、山林、のり面になっておったり、そういう箇所については、この図面のほうでは白く抜いてございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

例えば羽津古新田にしろ、海蔵川を挟んで橋北地区にしても、白いところ、まだまだ残

っているんですね、市街化区域の中に。この辺は、例えば羽津古新田は、現況は田んぼですけれども、市街化区域の中の田んぼなので、開発は可能なんですよね。そうすると、ライフラインのいろんな整備をしてくれと言われれば、せなあかん地域なんです。この辺の考え方は、令和7年には整理できないでしょう。

○ 中村下水建設課長

現在、羽津の古新田のほうは、家屋のほうが建っているわけではございません。ですので、下水道については、今のところ整備する予定がない区域というふうな認識でございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

そうすると、今までの説明と差異があるんですが、市街化区域の中の整備を令和7年度までに計画的に進める、例外があるわけですね。

○ 中村下水建設課長

説明足らずで申しわけございません。

9ページの(1)、ちょうど2行目あたりの末から、市街化区域内の下水道計画区域というふうに書いてございます。こういう家が建っていないところ、緑地、その辺のあたりについては除外している部分がございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

羽津古新田に限って言えば、ライフラインが何もないから家が建たない、建てられないんですわ、今現在、電気もガスも水道もないからね。だけど、アクセス道がつけば、途端に優良な土地に変わるわけです。これが令和7年までに計画すらないと、下水道計画区域にも入ってないということなんですけれども、それは地元との協議とか、なされた上でのことなんでしょうか。

○ 山口智也委員長

羽津古新田の件についてですけれども、地域との協議はしているかということです。

○ 中村下水建設課長

現在、家が建っていないところにつきましては、まだ下水の整備する計画等はなっておりませんので、具体的にその開発等が出てくる場合には、情報等をいただければと思うんですが、優先的に取り組めるような区域というか、家が建っておりませんので、ちょっと今後その辺は検討していきたいと考えております。

○ 森 康哲委員

地元と協議をしたのかどうかの確認です。

○ 山口智也委員長

下水が入るのかどうかというようなことに関して、羽津古新田について、地元とこういった内容の話し合いはあったのかどうかという。

○ 中村下水建設課長

下水建設課、中村です。

地元と汚水管の整備等の協議をしたというのは、私は、済みません、存じ上げません。

○ 森 康哲委員

卵が先かになるんですけれども、本来なら市街化区域である以上、そして、ここは四日市市が55%、土地を取得しているところなんです。もともとはJRの四日市駅の高架事業で、貨物ヤードに先行投資として土地を取得した経緯があると思います。虫食い状態で、行政、四日市市が土地を持っているので、なかなか民間も開発事業に乗り出せない土地である。そういう状態で、行政が半分持っているんなら、地域とどういふふうを活用するかという協議をする中で、何で下水道の話が出ていないのか。問題だと思うんですが、管理者、その辺、考え方はどうですか。

○ 山本上下水道局事業管理者

羽津古新田の問題でご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

基本的に現下水道計画として羽津古新田を整備するというエリアに入れていません。その辺は、委員ご指摘のとおり、貨物ヤード、移転ヤードとして四日市市が取得して整備するという計画がなされ、その以降、いろいろ経緯があつてというところがあつて、現実的に市街化区域であっても、宅地化へ向けての動きがなかったというところがあるかと思ひます。

その辺もありましたもので、我が局のほうで担当いたします公共下水道区域の整備するエリアに入れてなかった、市街化区域であってもという経緯があるかと思ひます。

この辺の始末については、政策のほうでいろいろ議論はさせていただいておるものの、まだ方向性が明確に打ち出されている場所でもありませんので、あれだけの面積のところを半分以上を持っている四日市市がどうするかという中で、どういうふうに分するの、どういうふうに分するの、という方向性が出れば、当然我々のほうにも協議があつて、公共下水道区域に入れる必要があるというところであれば、改めてそのときにさせていただくということであろうと思ひますが、現時点では、あそこをどういうふうにするというビジョンを示されているわけではありませぬので、上下水道局としては、宅地化もされておるませぬので、下水道区域としては外させていただくのが論理的であろうかというふうにお考へております。

○ 森 康哲委員

最後にしますけれども、アクションプログラムを令和7年で立てて計画する中で、何もこの古新田の地権者に対して説明がない、羽津地区に対して説明がないというのはちょっとおかしいと思ひますので、やはりこのアクションプログラムのちゃんとした説明と、そして、今後の考え方、今説明された四日市市としての持っている部分とあわせて計画も進めていきたいと、それぐらいの説明はあつてもいいと思ひますが、協議ではなくて。

○ 山本上下水道局事業管理者

現アクションプログラムにつきましても、一応ルールの的には、広報をかけて皆さんのご意見をいただく、そしてという手順はとつてきていると思ひます。ちょっとその辺は後ろのほうで詳しいとは思ひますが、行政ルールの的には、公共下水道区域をここまでとするというところで広報をさせていただいておる件でございますので、広報しなかつたというわけではないというふうにお考へています。

ただ、言われるように丁寧な説明があったかという点、羽津古新田という一区切りで対応していた可能性は多々あるだろうと思います。

今回、協議会のほうでもアクションプログラムのほうのことをちょっとご説明させていただき時間をとらせていただいておりますので、そのようなところで、やはり四日市市が別途持っている計画のところとの抱き合わせにいずれにしてもなると思いますので、それだけでなく、国道1号とか河川法に基づく関係で、どうしても公共下水道に関する管渠を入れられない場所もございますので、その辺のところのほうがより丁寧に説明させていただかならんのかなというふうに感じております。

○ 森 康哲委員

わかりました。

それと、羽津古新田以外でも、令和7年度までに計画を立てて整備をしていくということなんですけれども、後に行くほどやりづらいところが残っていくと思うんですよ。それで、この事業費で本当に賄えるのかどうか、30億円ぐらいずつかかるということなんですけれども、この辺はいかがですかね。同じような距離をやるようになっているんですが、内容は、難しいところがだんだん残っていくと思うんですが、本当にこの予算で大丈夫なんでしょうか。

○ 中村下水建設課長

下水建設課、中村です。

委員のおっしゃいますように、末端に行くほど道路が細くなったり、水道管の移設とかで費用が別途要ったり、その辺のことは想定されます。

現状どういうふうに金額をはじいたのかと言いますと、道路延長で標準の管路を拾って、概数としてここで計上しているということです。精度は高いとはそこそこ思っておりますが、今後変わる可能性はあるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員

最初から見込んで、これだけ難しい事業だからもっとふやしてよというところがあれば理解しますので、ぜひそういうところも生の数字をどんどん、どんどん上げてきてほしい

と思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

関連させてもらうけど、ここだけ下水と相談しておってもあかん部分がある。例えば古新田やと、調整池みたいなところに家を建てるといっても無理なんで、そうすると、ここは市街化の中で工業系の開発ができるような、そんな中身に変えていくというようなことをやったり、それから、残っている白地のところ、市街化区域の中でやりにくいところは、公共下水道をわざわざ高い金で引くということをやめて、もっと別の考え方、合併浄化槽で対応できるとか、そちらのルール変更のほうを優先するような時代に入ってきたのと違うかなと、こんなふうに思っている。

それにあわせて、今度処理場をやりかえるときはそっちを縮める、あるいは管路を補足する、こんなことなんかも次の何十年かの一手では視野に入れておく必要があるのと違うかなというふうに個人的には思っているので、だから、あと、臨機応変に対応できるような、そんな体制だけはとっておいてくれやんと、森委員の言うようなことにはつながっていかないので、よろしく。

○ 山口智也委員長

ご意見ということで、ありがとうございます。

ちょっと12時前になってまいりましたけど、追加資料でまだ質疑がございますでしょうか。

そうしたら、1時再開で、追加以外からスタートをさせていただきます。

12:00 休憩

13:00 再開

○ 山口智也委員長

それでは、皆さん、おそろいになられましたので、再開させていただきたいと思います。

午前中に、伊藤委員のほうから資料請求がありました自己水と県水の原価についての資料が出てきましたので、この資料の説明をまず求めたいと思います。

資料をお配りください。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課の伊藤です。よろしくお願いします。

午前中は申しわけなかったです。

自己水と県水の給水原価ということで資料を説明させていただきます。

この表のとおり、平成30年度の決算におきまして、給水原価は先ほどの162.56円ですが、県水、自己水、それぞれかかっている経費が異なりますもので、県水については受水費プラスその他の営業費用ということで費用を足し上げさせていただきまして、あと、自己水につきましては個別の部分がございまして、それを積み上げさせていただいた費用として、県水につきましては33億円ほど、自己水につきましては25億円ほどということで、有収水量をそれぞれ割らせていただきまして、給水原価につきましては、県水のほうが、立米235.84円、自己水につきましては115.10円ということとなっております。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

この金額ベースにするとかかる額が逆転するということですね、総額として。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

そうすると、余りいい数字とは言いがたいのは正直なところなんです、1 m³当たりの単価でいきますと162.56円というのが原価ですよ。ならした原価であって、その下に根拠が、県水と自己水のやつがあると。

今実際に、売り値の水道の立米当たりの値段ってお幾らですか、単価。

○ 伊藤経営企画課長

料金表という形でのお話になろうかとは思いますが、一般的なご家庭ということで、口径20mmでご説明を申し上げたいと思います。

基本料金のほうが、まず水量が5 m³ございまして、料金のほうが1470円ほど、そして、そのあと従量料金ということで、立米ごとで、6 m³から10 m³だと21.60円ということで掛け算をさせていただいております。

あと、タブレットで、最初の資料のほうでお示しをさせていただいておりますが、その中で供給単価ということで、令和2年度の予算では立米185.13円ということでさせていただいております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

大体1割ぐらいですか、もうけと言ったらあれですけども、そんな程度。

それでいろいろと古い配管とか、全部入れかえしやないかんという状況ですね。非常に厳しいということがわかりました。

先ほどから議論になっておりますが、県水のほうにつきまして、どうか頑張ってください。よろしくをお願いします。

○ 山口智也委員長

それでは、追加資料の部分は以上とさせていただきたいと思います。

続けて、追加資料以外の部分で、当初予算についてご質疑をいただきたいと思います。

○ 加納康樹委員

数点お伺いしたいんですけど、まず最初に、無理やりこの当初予算資料からこじつけると、212ページのところで下水道事業というのがあって、その中、雨水対策事業について2があって、主な事業で、浜田通り、吉崎ポンプ場、新富洲原ポンプ場云々とあるんですが、この中で、吉崎ポンプ場整備に関してちょっと聞こえてきたことで確認をしたいのが、今まさに整備しているやつのポンプ場が試運転中で、結構なトラブルがあって大変なことになったというふうな話が漏れ聞こえてきたんですが、それが事実なのかどうなのか、どのように私たちに説明があったのかということの確認をさせてほしいんですけど。

○ 山本上下水道局事業管理者

吉崎について、正直申し上げまして、この後でちょっとご報告させていただきたいと思っております。

順番をたがえさせていただき、ご質問にお答えする格好なんですけど、2月から、4月供用に向けて試運転を開始しました。

この吉崎ポンプ場では三つのポンプを新しく据えて、4月から供用を開始する予定でありましたが、試運転中にナンバー3のポンプのほうで事故が発生いたしました。ちょっと部材が破断するという事故が発生いたしてしまいました。

それで、これの修理に5月いっぱいかかるという中で、一応、1号機と2号機のポンプで能力的には57%、3台そろって100としたときに57%ほどの能力になりますので、春先の雨については、一応、十分排水能力は持っておりますが、梅雨末期とか台風のような大雨については、現在のところ57%しか能力を達していないというところで、今、5月末に完成するように対応させていただいております。

原因等については究明中であり、なおかつ、復旧を梅雨までにという目標で対応させていただいておりますもので、その中で、今作業を続けさせていただいております。

これが現状の報告でございます。

○ 山口智也委員長

加納委員、これにつきましては、正副のほうはちょっと報告を受けておまして、この後に、改めて資料を準備させていただいております、報告をいただく予定とはなっております。

○ 加納康樹委員

深くは触れずにいきますが、となると、そのことに伴っての、この新年度の予算に対する影響というのはない、全て施工業者が責任を持ってやるというふうに思っているんですか。

○ 山本上下水道局事業管理者

今回の事故につきましては、試運転中の事故でございましたので、基本的には、現時点では業者のほうでと思っております。

ただ、原因追求していく中で、設計上に不備があったとかということになってきた場合にはありますが、現時点では、施工上の試運転によるトラブルというふうに解釈して進めております。

最終的にご報告する段には少し変わるかもわかりませんが、現段階でわかっておる情報では、初動トラブルという形で考えております。

○ 加納康樹委員

もう1点だけ確認が。

その事故に関して、私たちのほうに、正副には説明があったということですが、委員会なり、聞き取りのところでは、報告するいとまがなかったという認識でよろしいですか。

○ 山本上下水道局事業管理者

申しわけございません。事故が発生してから、まずは、4月1日から供用というところでいろんな準備を進めさせていただいておりましたもので、もう修復のめどが立ってというところがありまして、それで、先日、正副委員長のほうへご報告させていただいたところでございます。

○ 加納康樹委員

では、本件は、じゃ、この程度でとどめておきたいと思います。後のところでまた何かあれば発言させていただきたいと思います。

続けてちょっとさせてもらっていいですか。

○ 山口智也委員長

お願いします。

○ 加納康樹委員

これは当初予算資料、上下水道局219番の6ページに絡んでお伺いをしたいと思っております。

合併浄化槽等の組織事業に関して、まず、例えば、合併浄化槽を設置した場合の補助金、そして、検査の補助金についてですけど、これの前年との比較のところ、ですから、通年予算から比べると検査のほうは予定基数がふえているけど、設置の場合の補助金としては前年よりも低目に見ているというところについての理屈をまず教えてください。

○ 高崎生活排水課長

少しご質問、ちょっと理解が足らなかったところがありますので、もう一度お願いできますか。

○ 加納康樹委員

そのページの上でいくと、前年でいくと予算は229基だったものが今年度は200基になっている、下段のほうは前年が5279基だったものが今年度は5459基になっているというところの説明をお願いします。

○ 高崎生活排水課長

まず、整備促進事業でございますが、これにつきましては中期的に新築動向等を見ながら予定基数を予算要求しております。

ところが、最近、予定よりも新築、改築の件数が減ったということから、予定基数が減ったようなところでございます。

一方、水質浄化促進事業のほうでございますが、適正に維持管理されておるお宅へ助成、補助金を交付するというところで、年々、受検していただく方等はふえております。

ただ、数もふえて、目標にどんどん近づいてはおるんですが、たくさんの方が受検をしていただくと、結果として不合格の方も出てくるようなところがございます。

予定数は多く年々なっておるんですが、そういう違いがございます。

○ 加納康樹委員

教えていただきたいのは、予算を組んでいますけど、まだそれは最終集計の数字が出ないんでしょうが、令和元年度、平成31年度予算の数字を見ていますけど、実際はどのぐらいの数に落ちつきそうな現時点での含みなんですか。

○ 山口智也委員長

平成31年の見込み。

ちょっと見えないので、名乗ってください。

○ 岩田生活排水課浄化槽指導係長

生活排水課浄化槽指導係の岩田と申します。よろしくお願いたします。

平成31年度の見込みでございますが、新築が147基、転換21基の計168基を予定してございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

検査のほうは。

○ 岩田生活排水課浄化槽指導係長

検査の補助基数としましては、年間見込みとして5226基を見込んでございます。

○ 加納康樹委員

今のお話を聞くと、下段の検査のほうはまあまあと言いましようか、前年予算でいくと、そこそこなところだと思うんですが、上段のほうの設置のほう、これが、前年でいっても予算に対してちょっと余り伸びていないと思うし、でも、それをベースにするならば、新年度予算も200基も組む必要があるのかという疑問もあるんですが、その辺はなぜ200という数字で予算を組まれたのか教えてください。

○ 山口智也委員長

ちょっと多いんじゃないかというご指摘ですけれども、200基という根拠をお示ください。

○ 岩田生活排水課浄化槽指導係長

生活排水課の岩田でございます。

シンクタンク等の数字のほうを参考にさせていただきまして、今後の設置基数のほうを

想定して計算させていただきました。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

というと、前年というのか当年というのかの実績等は見ずにこれらの予算は組んでいるという、上下水道局は大体そんな予算の組み方をしていると見てよろしいんですか。

○ 山口智也委員長

見込みはもうちょっと少ないということですね。

○ 岩田生活排水課浄化槽指導係長

何度も済みません。

令和2年度の当初予算につきましては上期の実績の平均、平成29年度と平成30年度と令和元年度の実績の平均と、それから、下期の実績の平均、平成28年度、平成29年度、平成30年度の平均を足させていただきますして、数字を算出させていただきました。

以上でございます。

○ 山口智也委員長

ちょっと答弁が違うんですけれども。

○ 加納康樹委員

余りこれで時間かけるつもりないので、もうちょっとこちらが、はい、わかりましたと言えるような数字の説明って、どなたかしてもらえませんかね。

○ 山口智也委員長

シンクタンクではなく、平成28年からの平均値を算出すると令和2年の補助予定基数は200基になったということではよろしいんですか。

○ 高崎生活排水課長

この設置補助金のベースになっておる考え方が、シンクタンクの住宅新築改築の予想数

をベースにして決めてございます。

それ以上の、もしこれ申請が、数が逆になると予算が足らんと困るんですが、それ以上の数値をちょっと持ち合わせておりませんので、あくまでもシンクタンクの中長期の数字に基づいて予算要求をしておるところでございます。

○ 加納康樹委員

じゃ、そのシンクタンクという論で私たちが納得しようと思うと、やっぱりシンクタンクの論としては、もう合併浄化槽の設置というものに関しては暫減していこうというデータが出ているという、そういうことなんですか。

○ 高崎生活排水課長

特にここ一、二年、計画の数字までこの申請が出てこなかった理由としましては、浄化槽を設置する新築、改築の数字が届かなかったということで、泊、それから、小古曾などに大型の下水道を完備した住宅団地の売れ行きが非常によかったということがございます。

それで、そのずれもあったというふうには思っておるんですけども、今後そちらのほうはほぼ売れ終わってきますと、予定どおり、新築、改築、これが浄化槽を設置せざるを得ないようなもの、これが数字に出てくるというふうを考えておりますので、現在のところ、住宅の新築、改築と、この数字を採用させていただいておるところでございます。

○ 加納康樹委員

一旦、この程度にとどめますが、もうちょっと続きがあって、次にお伺いをしたいのは、それぞれの補助単価についてです。

補助単価を聞くというよりも、前年、今年、これも見比べると予算額に対しての補償予定基数というのを割り返すと、合併浄化槽の設置のほう、上段のほうは、前年、今年比べると若干、1万円程度予算が上がっているんですが、下段の検査のほうは、前年、ことし比べても、多分一緒なのかな、ほぼ数字変わらない割り返しの数字が出るんですが、設置のほうに関して、若干、単価的に上がったような予算組みをされている理由について教えてください。

○ 高崎生活排水課長

補助額そのものが若干上がったことと、それから、5人槽、7人槽と、浄化槽のサイズが出てくる中で、大型の住宅を建てていく、7人槽が若干多かったということが原因でございます。

○ 加納康樹委員

だから、前年と比べると、予算的に大型の浄化槽を多めに予算として組み込んだということでもいいのでしょうか。

○ 高崎生活排水課長

そうです。

○ 加納康樹委員

わかりました。

この件はそこまでにして、もうざっと私がしゃべっちゃっていいですか。

○ 山口智也委員長

どうぞ、続けてください。

○ 加納康樹委員

では、同じ資料でいくと15ページに飛んでお話をさせていただきたいんですが、15ページ、この水道の事業のところ、気になったのは、下段の四角囲いにあるところで、令和2年度の主要事業の真ん中辺、経年管布設替事業のところ、まずお伺いしたいのは、ここが、これも前年との対比で見ますけど、更新の予定が前年が8500mですが、今年7640mを見込んでいますが、この見込みの約1kmほど見込みの差というのはどう見ればいいのか教えてください。

○ 山口智也委員長

118分の15ページの下段のあたりですね。

○ 生川水道建設課長

水道建設課長の生川でございます。よろしくお願いいたします。

令和2年度の7640mにつきましては、今後、令和元年から令和10年まで、第3期水道整備計画というのを立ててございまして、それに基づいて、各年度、予算を、延長を割りつけておりますので、それに基づいた数字でこの7640mということとさせていただいております。

○ 加納康樹委員

これも、たまたまなのか、それとも、この計画に基づいてやっていくとだんだん少しずつ短く、これから以降も、令和3年度、令和4年度の予算としては短くなっていくというものなのか、たまたま令和2年度の割りつけがこれだけ短かっただけということか、どちらで見たらいいですか。

○ 生川水道建設課長

たまたま割りつけ、今後は、やっぱり更新のほうも需要がどんどん増加していきますので、逆に更新の延長については延びていく計画になってございます。

○ 加納康樹委員

その更新の距離というかメーター数に関してはそれでわかりましたというところなんですけど、全然わからないのが、前年と比べてこの予算のところ、1000mぐらい更新する予定が短くなったんですけど、予算としては半分以下になっているというのは、これはどう見たらいいんでしょうか。

○ 生川水道建設課長

済みません、ちょっとこれにつきましては、管路更新の増加に対応するため、ちょっと過去の話をしていただくんですけど、まず、平成30年度の予算につきまして、人事当局等にも人員要求もしておったんですけど、増員を見越して、平成29年度の予算と比較いたしまして5割強増しの予算を要求させていただいております。

その中で、実際は平成29年度、これは更新と耐震とあわせてなんですけど、平成29年度は12億円程度、平成30年については19億円程度ということでやらせていただきました。

令和元年度につきましても、平成30年度と同等の予算要求をさせていただいております。

ですけれども、人の増加についてはなかなかそういう、平成29年度から同じ人員数でやっ
てございます。

実際、年間の実施した事業量につきましては、平成29年度に11億円、平成30年度に13億
円、今年度は14億円程度完成できる見込みで、人員増はされておらないんですけど、ちょ
っと努力はさせていただいておるつもりなんですけれども、ただ、今年度に関しましては、
ちょっと前年度からの積み残しもございまして、次年度への繰り越しが大きくなる見込み
でございます。

そのために、令和2年度につきましては、済みませんけれども、ちょっと事業費の見直
しを行うこともさせていただきました。

当年度の予算とあわせて、今年度は上がっていないんですけど、債務負担も組ませてい
ただいて、次年度にあわせてやる金額も7億円程度あるんですけども、特に、債務負担
を組ませていただいたことによって、当年度の予算が減っているということが一番大きな
要因でございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

最後のところで、債務負担行為でいくから一見すると予算額としては減ったというのは
わかったんですけど、前段ずっとしゃべっていた人事がどうしたこうしたというのは、何
か予算と関係あるんですか。

○ 山本上下水道局事業管理者

課長が申しました人員のかなめのところですが、やはり水道ビジョンをつくらせていた
だいて10年間の仕事量は概ねお見せしたとおりでございます。

それには、一定の人員をふやしていただくのを前提に、職員1人当たりの施工できる量
が、限度がございますので、それで、人員要求をしながら対応させていただいておりました
が、ちょっと水道建設課については予定していた人員が配置できなかったという事情が
ございましたので、ちょっと、冒頭のほうで課長のほうが説明させていただいたようなと
ころでございます。

ただ、その中で、来るのが前提というわけにもいきませんので、ちょっと時間の要する
長期にわたる工事期間をとらせていただいて、施工量を満たす、一つの発注規模を大きく

させていただいて対応していく中で、債務負担もとりながら対応させていただきたい。そのことによって、目標距離数を稼ごうとしているというところを説明させていただきたかったというところでございます。

○ 加納康樹委員

わかりました。

変わって、私からはもう最後になります。

同じ資料、26ページのところですが、ここで3)の施設整備事業の下のぽつの一番下、雨水管理総合計画策定というところで明記をしていただいています。今年度どこまでするのか、今年度で策定するのかや、その具体的などころ、計画的などころをお示しいただきたいと思います。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画の伊藤でございます。

先ほど来、雨水対策の関係でいろいろお話をさせていただいております雨水管理総合計画でございますが、一応、令和2年度で優先順位と申しますか、そういった部分、何が効率的で、どういうふうに順位づけと申しますか、つけるかというのをやっていきたいというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

新年度、令和2年度中で計画策定して、私たちにも示されると思っていてよろしいですか。

○ 伊藤経営企画課長

ただ、工期と申しますか、まだ契約はしておりませんが、来年度の、1年後、来年の2月の議会の中でお示しをできるかどうか、ちょっと微妙な部分があります。

実際、工期としては結構時間がかかるというふうに考えておりますもので、できる範囲で、そういった部分でお示しできるものがあれば、お示しのほうはさせていただきたいというふうには思います。

○ 加納康樹委員

若干、保険をとったような答弁でしたけど、ぜひ、新年度中、令和2年度中には計画策定をちゃんとお示しいただくことを強くお願いして、私としてはもう終わります。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、他にございますでしょうか。

○ 井上 進委員

17ページのこの下水道事業会計予算、量の予定量があるんですけども、戸数が2200戸ぐらいふえて、総排水量が32万2000 m^3 減る、これは1軒当たりの使用水量が減るという見込みで組んでおるような形なんですか。ちょっとその辺が、普通の考え方できたら多少ふえてきて当たり前なのかなと思うんですが、かなりの量が減っておるので、その辺の根拠というのはどういう根拠なのか教えてください。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画、伊藤でございます。

確かに、下水道のほう、整備をすれば面積がふえて、つないでいただける方はふえるという形で、2200戸ほどふえるということで予定はさせていただいております。

ただ、いわゆる処理量の部分にはなってきますけれども、これは水道ともかなり関連している部分があるのかなと思っておるんですが、水道法で節水機器でありますとか、そういった部分がかかり使っていただいて使用水量が減っておると、そういった関係の中で、実際、今年度の月次の表とか経過を見てまいりますと、やはり全体はふえているけれども、1軒当たりの使ってもらっている水量がちょっとずつ減っておると。

そういう中で、今までは、戸数がふえていましたけれども、それに伴っての排水量はそこまでふえていなかったけど、ここである意味逆転をしておるというような形で、今年度、こういった形で32万 m^3 ほど総排水のほうが減っておるという状況でございます。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

118分の56ページで、位置図と平面図が、ポンプ場のやつが、上のほうの羽津山加圧ポンプ所と書いてあるんですが、これは地名ですか。

町名ではないと思いますが。

○ 櫻井施設課副参事

施設課の櫻井と申します。

施設名称になります。

○ 森 康哲委員

施設名称なら、これ、町名は緑ヶ丘町、羽津地区、羽津山というのは、羽津医療センターがあるところが羽津山町、間違った表記なので変えていただきたいんですが。

○ 山口智也委員長

表記の問題ですね。

ここは、地名が羽津山ではないのということだと思いますけれども。

ちょっとご見解だけ。

○ 堀木施設課長

羽津山なんでございますが、ちょっと、過去からずっと使ってきた名称ではございますけれども、そういうところ検討しながら、修正ができるものであれば修正していきたいというふうに考えてございます。

○ 森 康哲委員

何か曖昧なんですけれども、例えば、羽津山加圧ポンプ所とって耳だけで聞いて尋ねる場合に、ここではないところをイメージしてしまうわけですよ。

羽津山というと羽津山町を連想して、羽津医療センターがある周辺が羽津山町の一帯になるので、もう少し東側になるんですよ。

この表記の仕方、大事なんですけれども、羽津という言葉にいろいろこだわっているんですが。

○ 山本上下水道局事業管理者

山本でございます。

委員のおっしゃるのも最もやと思います。

ただ、バス停も羽津山になっておる場所でもございますので、一度検討させてください。確かに、これ古くから名乗っておる施設名称でございますので、変えることによって支障が出るものかどうか、そして、緑ヶ丘と名乗るのがいいのか、またその辺はちょっと種々検討させていただいた上で、またご報告できればというふうに思っております。

○ 森 康哲委員

ここは、以前は企業の社宅があって、グラウンドがあって、そのときから10年以上何も無い、町名もあってなかったような地域だったのが名残であるのかなと思うんですけれども、今現在の表記とちょっとずれているということはありますので、検討いただきたいと思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

ご検討いただくということで。

他にございますでしょうか。

ちょっと私から1点だけ、済みません。

118分の25ページの浜田通り貯留管について、1点だけ確認させてください。

これまで、近鉄の高架あたりのことでスケジュールが後にずれ込んだりしてきたわけですが、ここの資料を見ますと、令和4年ぐらいまでの間の債務負担行為の工事ということで、令和4年というのは出ておりますけれども、この令和4年以降、要するに、いつ供用開始というのがあるのかというのを、今の予定では供用開始は大体何年なのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○ 中村下水建設課長

下水建設課、中村です。お願いします。

浜田通り貯留管につきましては、現状、今、立坑部分の掘進が終わりましたので、今後、推進工のほうに、シールド工のほうに移行していく予定でございます。

目途としましては、令和4年の梅雨前に供用開始したい、ポンプを動かしたいというふうに思っていますので、それを目途に頑張っているところです。

以上でございます。

○ 山口智也委員長

令和4年の梅雨前を一応目途にしているということですね。

この事業は、もう毎回議会にも説明されてきたところですけども、地元の住民の皆さんが、果たしていつできるのかというのはよく聞くお声ですので、しっかり地元住民に対しても、また、市民全体に対しても、このスケジュールというところがどういう予定なんだというのを、今後も何かの機会ですっかり説明していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

他にございますでしょうか。

○ 小林博次委員

118分の97ページ、四郷室山幹線、これが令和2年度施工、3年ぐらいかかってこれ入れるわけね。

これ、途中で変更したりはないんやろうな。これ、20年ぐらいだまされておらへんか、あんたらに。

○ 中村下水建設課長

下水建設課、中村です。

工事のほうが進んでまいりますと路線末端へ行きますと、非常に施工、水道管の移設、ガス管の移設等、その辺の影響を受けておくれしていくことはあると思うんですが、委員からご指摘のこの工事につきまして今、測量のほう、設計のほう、しっかり仕上げたいというふうに思っています。

それが終わりましたら、もう一度、しっかり工事のほうの施工管理しながら進めていきたいと思しますので、ご理解いただきますようによろしくお願いします。

○ 小林博次委員

43番は令和2年度着工やろう。

○ 中村下水建設課長

43番の位置図は、令和2年度の予定でございます。

○ 小林博次委員

これではないけど、関連して、この前の水害のときに、日永のほうで汚水枡が吹き飛んでおったから、雨水が汚水に流入しておるとい、そういう接続の間違があったやろうと思っておるんやけど。普通、雨水枡が飛ぶんやったらええんやけど、汚水枡やから、雨水が汚水に入り込んだ。

笹川なんかではそういうのがほかにもあるともう40年ぐらい前から聞いておるんやけど、それから、修正されるという話、聞いたことない。

だから、下水管を点検したりという、カメラ入れて点検したりするので、そのときに、接続ミスがあらへんのかどうかという、そういうチェックも一緒にやっぱりせんとあかんと思っておるけど、そのあたりがどうなっておるのかな。

○ 中村下水建設課長

下水建設課、中村です。

この9月5日、6日、ちょうど日永のマンホールのふたが飛んだというような実態がございます。

この現象、下水建設課なりにいろいろ検証してみたんですが、状況としては、不明水を含めた地下水、雨水等が流入しておるのではないかとというふうに分析しております。

今回のケースは、水圧がマンホール自体を浮き上げてしまった、ということになります。

その不明水の発生しやすい、したのではないかと思われるところが笹川団地ではないかというふうに思っております。

その不明水をとめるために、令和2年度は管路の取りつけ管更生のほうを、笹川にちょ

うどシフトしまして、調査、更生のほうを頑張っていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 小林博次委員

これは、調査すればわかるんやろう、あの中。下水管、カメラ入れて傷みぐあいとか調べておったりするので、そういう調査でわかるんやろう。

○ 中村下水建設課長

中村です。

調査で全てがわかるとはいえないかと思えます。

当然、一番、調査が有効なツールだとは思っていますが、例えば誤接等もその中に入っておるかと思えますので、そういうのも調査の一つかというふうに思っています。

○ 小林博次委員

誤接、誤ってつないだやつがあったら、調査でわかるんやろう、わからんの。

○ 中村下水建設課長

一般的に、誤接の調査と申しますと、例えば雨の日に全くトイレを使っていだかないようなご協力をいただいて、雨水が入り込んでおるかどうかなどを見るのが比較的、現実的かなというふうには思うんです。

当然、カメラで、雨水というような水が入ってるかどうかまでは、できる箇所とできない箇所が混在するのかなというふうに思っております。

○ 小林博次委員

何で、これ、2回も3回も同じこと聞くかという、問題提起されておるのが30年も、40年も前の話なんやわ。

その間に管路が傷んでおるとか、カメラ入れて検査しておると思うんです。検査したら、こんなもの、誤ってつないだかどうかわかるということやないかと思うんだけど、やっぱりちょっとそういうあたりも注意してチェックしていかんと、多少水が入ったってそんなに慌てるようなことはないと思っておるけれども、やっぱりふたが飛んだりというの

は問題があるから、やっぱりきちっとやったほうがいい。

以上。

○ 山本上下水道局事業管理者

着任以降、小林委員よりご指摘をいただいている点だったもので、あえてご答弁させていただきたいのですが、中村課長申しましたように、下水道本管からのものについてはカメラで随分わかるのですが、今疑っておりますのが、宅地内で雨どいが污水管側のほうに接続されておるのがどうも多いのではないかとこのところ疑っております。

と申しますのも、別山町であったりとか、大規模に切りかえていく段階で非常に不明水が多かった。その中で調べていく中で、やはり宅内側の雨どいが污水管のほうにつながっていたというのが多うございました。

これ、晴れ間では全然わからんもので、これ何とかせなあかんというところで、例えに言わせていただいた別山さんのほうは、いろいろ修繕をしていただきました。

でも、今、笹川団地のほうは造成されたころから形も変わったりとかされておられますので、この際に、コンサルタントの力も借りながら、梅雨の時期に1軒1軒回りながらも含めて、ちょっと不明水対策をやっていかないかんというところを思っております、その部分は下水建設課のほうで大分と頑張ってくれると言っておりますもので、その部分で、課長ご答弁したと思いますので、そのように対応して、不明水の削減に努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、質疑もないようですので、質疑はこの程度とさせていただきます。

それでは、これより討論に移ります。

なお、討論、採決は、1議案ずつ諮る必要がございますので、よろしくお願いたします

す。

まず、議案第82号からいかせていただきます。

議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算につきまして、討論がございましたらご発言ください。

(なし)

○ 山口智也委員長

討論もございませんので、これより分科会として採決を行ってまいります。

反対表明も特になかったようでおりますので、簡易採決をさせていただきます。

議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、歳出第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

続きまして、議案第88号令和2年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第88号 令和2年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

続きまして、議案第91号令和2年度四日市市水道事業会計予算、討論もございませんですね。

(なし)

○ 山口智也委員長

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第91号 令和2年度四日市市水道事業会計予算、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

最後に、議案第93号令和2年度四日市市下水道事業会計予算につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第93号 令和2年度四日市市下水道事業会計予算、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、以上で議案第82号から93号までにつきましては、審査は終了とさせていただきます。

議案第125号 令和元年度四日市市一般会計予算補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項保健衛生費（関係部分）

議案第131号 令和元年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算

○ 山口智也委員長

それでは、続きまして、補正予算の審査に移ります。

ここからは、議案第125号令和元年度四日市市一般会計予算補正予算（第7号）、議案第131号令和元年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算に係る上下水道局所管分の審査を行ってまいります。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画、伊藤でございます。

まず、タブレットでございますが、10番の2月定例月議会、07都市・環境常任委員会の231補正予算資料上下水道局をお願いいたします。

○ 山口智也委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

○ 伊藤経営企画課長

5分の3ページのほうお願いいたします。

議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、上下水道局所管分の合併浄化槽設置費補助金の補正分でございます。

当初、総数が229基の住宅の新築、改築やリフォームがあると見込んでおりましたが、見込みが下回り168基程度になることから、減額補正を行うものでございます。

あわせまして、国庫補助金と県補助につきましても減額補正を行うものでございます。

続いて、5分の4ページをお願いいたします。

議案第131号令和元年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算、第2条資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。

これは、これは国の第1次補正予算に伴いまして、令和2年度以降に予定しておりました事業費を令和元年度に前倒しで計上するものでございます。

資本的支出、建設改良費、管渠布設費、工事請負経費において、事業費1億円を増額計上し、収入では、企業債4500万円、国庫補助金5000万円を計上するものでございます。

当該工事請負費は、浜田通り貯留管築造工事において補正計上させていただきたいと思っております。

説明については以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手にてご発言ください。

ございませんでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ご質疑ございませんので、質疑は以上とさせていただきます。

それでは、次に、討論に移ります。

まず、議案第125号からいきます。

討論がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

ご発言ございませんので、次に、採決を行ってまいります。

なお、全体会送りは後でまた諮ってまいります。

反対表明がございませんので、簡易採決を行います。

議案第125号令和元年度四日市市一般会計予算補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんでいいですか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第125号 令和元年度四日市市一般会計予算補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

続きまして、議案第131号につきまして、討論がございましたらご発言ください。

(なし)

○ 山口智也委員長

ございませんので、これより採決を行います。

議案第131号令和元年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算につきまして、原案の

とおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第131号 令和元年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、全体会送りがございましたらご発言ください。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

それでは、ここからは、都市・環境常任委員会として、当委員会へ付託されている3議案についての審査に移ります。

議案第117号 四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

議案第118号 四日市市公共下水道条例の一部改正について

議案第119号 四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

○ 山口智也委員長

議案第117号は四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、議案第118号四日市市公共下水道条例の一部改正について、議案第119号四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正についての審査を行ってまいります。

議案聴取会で、委員から資料請求がございましたので、その説明から求めます。

○ 村上総務課長

総務課の村上でございます。

資料は、タブレットの、午前中と同じ資料でございますが、10、2月定例会議会の07都市・環境常任委員会、その001上下水道局関係資料の、ページにつきましては29分の20を
ごらんください。

○ 山口智也委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

○ 村上総務課長

では、ご説明を申し上げます。

1、臨時職員（一般事務補助）の会計年度任用職員制度への移行についてでございます。

この会計年度任用職員制度で、扶養の範囲内での雇用ということの資料請求でございましたが、その資料がなかなか難しくございまして、まず私どもの当初予算について、令和元年度と令和2年度を表にいたしました。

上の水道会計のほうごらんいただきますと、令和元年度につきましては、雇用といたしまして、年200日というのと、年240日の二つでございます。

年200日のほうごらんいただきますと、1人当たり予算額といたしまして、時給890円、日7.75時間、通勤手当450円ということで、年200日分で、年間146万9000円余になります。

これが、右隣の令和2年度では、時給が920円とふえ、年195日と減りますが、期末手当が1.69カ月出てまいりますので、19万3000円ということで、合わせて167万1000円余というふうになってございます。

人数につきましては、13人で変わらずとさせていただいております。

次に、その下、年240日のパターンでございますが、これも内容的には同じでございますが、令和2年度では、年240日が年244日にふえ、期末手当は同じ支給率1.69カ月の22万6000円ということで、合わせて196万3000円余というふうになりまして、人数につきましては1人の増員ということでさせていただいております。

下のほうの下水道会計でも同じようなことになってまいります。

上下水道局では、会計年度任用職員にもっと業務を任せていくということで、上下水を合わせまして4人の増員、業務時間数で申し上げますと、5241時間の増加という予算を計上させていただいております。

その次、欄外、下でございますが、参考のところでございます。

扶養の範囲内ということで、130万円未満といたしますと、会計年度任用職員という制度の中では、常用という月30時間以上では該当する雇用形態がございませんでして、週20時間未満の非常用ということになりまして、実はここは、期末手当の対象外となりまして、年134日間で年101万5000余ということで、130万円未満というところをぎりぎりで見つけても、この金額まで低くなってまいるところでございます。

これでは、私どもも週に二、三日の雇用ということになってまいりまして、この雇用形態では業務の観点からもなかなか難しいところとなっているところでございます。

このような形で、会計年度任用職員制度の中で扶養の範囲内というものについては、年130万円未満といえども、雇用のパターンといたしまして、年101万5000円余というような状況になっておりまして、上下水道局ではこの雇用形態は予算計上していないということでございます。

説明は以上です。

○ 高崎生活排水課長

続きまして、議案118号関連でございます。

資料はそのままのタブレットで、次、29分の21ページをお願いいたします。

よろしいですか。

委員のほうからは、四日市市における給排水指定業者の指定の要件について示すということで、いただきました。

21ページに列記しましたように、左側に排水設備工事の指定業者、右側に給水装置工事事業者ということで、それぞれ根拠規定のほうを上げさせていただいております。

まず、左、排水設備工事指定業者におきましては、四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規定4条に規定されております。

一方、右側、給水装置工事事業者については、四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第5条のほうに基準がございます。

それぞれ表を下へおりまして、指定の基準でございますが、排水設備工事指定業者につきましては、責任技術者が1名以上専属していること、県内に営業所があること、工事を行うための設備、器材を有していることということで、主なものを列記してございます。

そのほか、欠格事由としまして、破産していないこと等の一般的な欠格事由がございません。

一方、給水装置のほうの指定でございますが、指定の基準ですが、事業所ごとに主任技術者を選任していること、工事を行うための機械器具を有していることということで、主なものを列記してございます。

欠格事由は、破産していないこと等と、一般的なものでございます。

以上で説明を終わります。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、ご質疑がございましたら順にご発言ください。

○ 加納康樹委員

まず、29分の20ページのところで、根本的なところ以前で、まず数字のつくり方の説明をお願いしたいんですけど、まず、一番上段、水道も下水も一緒ですけど、年200日と書いてあるところ、令和元年度、まず、これが、令和2年度では195日という計算になるという理由を教えてください。

○ 村上総務課長

年200日の令和元年のものが、令和2年度で週4日、年195日になるというところの計算につきましては、実は、その下の週5日が実数で244日でございます。これの5分の4ということで、5日分の4日ということで、195日が予算上算定されるということになってございます。

○ 加納康樹委員

では、令和元年度の計算式はどうだったんですか。

○ 村上総務課長

今年度、令和元年度までは実数という計算ではなくて、事務補助職員につきましては年240日という格好で予算上の設定がございます。

年240日は、必ずしも事務補助ということではなくて、育休等の代替職員につきましては年間240日ということでの日数ありきの予算上の規定でございます。

○ 加納康樹委員

百歩譲って、それは、はい、わかりましたにしておいて、年240日の計算式のところが、令和元年までは1日7.75時間だったのが、令和2年は7.25時間に切られている、これはどういう意味なんですか。

○ 村上総務課長

1日フルタイムで勤務いたしますと7.75というところでございますが、この会計年度任用職員というものは、正規職員、正職員よりも勤務時間が短いというふうな設定でございますので、最大といたしますと、週5日出勤していただいて、1日当たりの時間を30分減らして、正職員よりも短いという雇用上のパターンがございますので、これが最大の出勤日数、出勤時間ということでございます。

○ 加納康樹委員

ですので、それは法的なものをクリアするために1日当たりは30分削っただけであって、トータルの人件費コストを落とすためではないという認識でいいでしょうか。

○ 村上総務課長

そのような形でございますが、30分につきましては、各所属での運用上、業務上、遅出勤なのか、早帰りなのかは決めれるという格好で、制度上のことでございます。

○ 加納康樹委員

とはいえ、フルのほうの人、令和元年と比べると1人、2人ふえるから支障がないといえないのかな。

お伺いしたかったところは何かというと、移行することによって、実質、働く今の臨時

職員さん、今度の会計年度任用職員さんが、働く時間が結局確保できない、年度末になって、ちょっともう休みますという人が出ないかというのを心配してお願いをしたんですけど、いろいろ精査した結果、1年後、年末あたりにもう出れませんということは上下水道局においてははないということが調べてわかったとあっていいのでしょうか。

○ 村上総務課長

俗に、予算の範囲内での出勤調整ということで、130万円を超えないようにということが臨時職員の時代には運用上できておりました。

したがいまして、出勤調整をいたしまして、もう出勤しないというところで130万円ぎりぎりのところで抑えたいというようなことになってまいりますが、会計年度任用職員ではそういう出勤調整ということではなく、ある意味、有給休暇で休んでコンスタントに週5日間出勤してもらおうということになります。

今の臨時職員では、その出勤調整というのは欠勤という格好で出勤を落としている格好でございます。これは予算の運用上のことでございましたが、会計年度任用職員ではそのような形になるということでございます。

○ 加納康樹委員

そのような形になるのが心配で聞いていたんですけど、だから、どう言ったらわかってもらえるかな。

現場で、若干の期末手当も出るようになって、結局、働く時間が短くなって、現場の仕事が回らないということは起こらないんですねというのだけ、ちゃんと確認したいんですけど。

○ 村上総務課長

来年度の任用につきましては、今後更新申請をいただいてやってまいりますけれども、今予算上の定数は全部埋まる格好で考えておりますので、業務上、年度末になると、このようなことで出勤調整して休みたいということで業務が回らないということにはならないというふうに思っております。

○ 加納康樹委員

もう一回だけ確認しますが、起きませんね、そういう事態は、年末、年度末において。

○ 村上総務課長

先ほど来、申し上げていますが、130万円以下の扶養の範囲内で働くということでの雇用契約は来年度以降は存在しなくなってまいります。

4月1日以降、週5日また、週4日コンスタントに出勤いたしますと、休みについては有給休暇でやりますということでの雇用契約になってまいりますので、年度末になって、任意に休みたいからという事情は起こってこないというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

繰り返して申しわけないんですけど、雇用契約ではそうなのかもしれないけど、実際問題に、私が何度も聞いているのは、年末になって、もうあかん、働けやんわというのは起こらないんですね。

契約はそうかもしれないんですけど、実際問題、もうだめ、働けませんわは起こらないんですよという、シンプルにそれだけ。

○ 森下管理部長

森下でございます。

今回の会計年度任用職員、週4日と週5日というふうな計算をしております。

週4日ですと1日お休みということで、今、加納議員がご心配していただくような出勤調整というのは存在しないと思っております。ない、になります。

○ 村上総務課長

会計年度任用職員制度に移行するに当たりまして、市役所のほうも10月に臨時職員さんの説明会を行い、続けて、上下水道局も独自に説明会を行って、その後、個別相談もさせていただいております。そして、12月には、各所属長から、来年度の継続移行について確認をいたしております。

3月入りしましたので、来年度の、ようやく更新申請という段取りになってまいります、実は、その中で、現在、雇用しておりますけれども、2人ほど60歳代の方でございますが、来年度以降、毎週4日、週5日には移行せず、また、年間100万円ちょっとの非常用の職

員にも移行しないということで、今の聞き取りの希望では、辞退させてもらおうと、更新辞退ということをお願いしております。

○ 小林博次委員

ちょっと関連させてください。

この会計年度任用職員、これ、国の働き方改革でいくと、年功序列型賃金体系を崩して、同一労働同一賃金というのを導入してくる。でないと国際競争に勝てやんと、こういう日本の置かれた現状があって、それを変えるということで出てくるんやけど、安く使うために働き方改革があったわけじゃないので、だから、任用職員であろうと、正職と同じようにきちっと働いていただいて給料もきちっと渡す、こういう改革できないと、改革にならんと思うんやわ。

改革を悪用して、安く抑えるという、そういう感じで、別のところでは職員が足らんから仕事ができなかったとって予算が余ってくる。

だから、やっぱりそのあたりもうちょっときちっと説明してもらわんと、話はわかるけど、やろうとしていることの意味がわからん。

○ 村上総務課長

総務課の村上でございます。

臨時職員につきましては、会計年度任用職員の中の一つの雇用パターンとして移行するということですが、安く使うという観点は毛頭ございませんでして、これまで、いわゆる臨時職員というのは、制度上ですが、何年も続けて雇用をしない、本当に臨時的な突発的な業務について雇うということだったので、更新期間も半年ごとに更新をするということでした。

○ 小林博次委員

あんまり議論したくないので、意見だけ申し上げておきます。

半年間に切るというのは、そうしていないと常用に変えやんとあかんから切っているわけで、だから、それを悪用と言っておるの。

例えば、最低賃金なんかも、香港へ行ったら1日1600円弱、オーストラリアへ行っても1600円弱。東南アジアの最低賃金1500円超えておるんやわな。日本の最低賃金、今八百何

ほか、900円っていない。

だから、それでは国際的に勝てやんから、出すものきちっと出して、時間働いてもらいましょうと、こういう制度を導入したのに、臨時雇用とか、何かそんな範疇でものを見て対応しようというところに無理がある。そんなことしていると、人手不足というのは解消できませんよ。

これ、意見として。

○ **山口智也委員長**

ご意見として。

他にございますでしょうか。

○ **森 康哲委員**

29分の21ページの給排水指定業者の指定の、まず、指定基準のところ、それぞれちょっと言葉の中で教えてほしいんですけど、責任技術者と主任技術者、この違いはどういう違いなんでしょうか。

○ **高崎生活排水課長**

まず、責任技術者という者は、三重県公共下水道公社が実施する責任技術者認定試験に合格して、公社の資格認定者名簿に登録され、責任技術者証を発行された者をいうという決めの者です。

一方、給水装置のほうにございます主任技術者でございますが、この規定上は、給水装置工事主任技術者を言うとなっております。これは水道法に基づく技術者の名称でございます。

○ **森 康哲委員**

まず、責任技術者が1名以上専属していることなんですけれども、三重県内に営業所はあるということなので、県内に1名専属していればいいという解釈なのか、もう一つ言うと、主任技術者は、全国どこでも、事業所はどこでもいいけれども、選任することを条件としているので、1事業所ごとで1人選任していればいいのか。

例えば、東京に事業所があって、東京で1人選任していればいいのか、その確認をお願い

いします。

○ 清水お客さまセンター所長

お客さまセンター、清水でございます。

給水装置工事事業者のほうの主任技術者でございます。こちらのほうについては、給水工事等に関する技術上の管理とか技術上の指導、監督ができる者を選任するということで、水道法のほうでうたわれておるものでございまして、事業所ごとに指定を受ける自治体、ですから四日市ですと、四日市の指定を受けるということで、四日市の工事をするための主任技術者というものを各事業所ごとに選任していただくというものでございます。

○ 高崎生活排水課長

排水設備のほうの責任技術者でございますが、設備の新設、改造の申請に必ず1人責任者がおらなあかんということにしております。

ですので、工事ごとに選任でおるという理解をしていただくのでいいと思います。

○ 森 康哲委員

そうすると、四日市に、それぞれ責任技術者や主任技術者を選定して、置いておくという理解で。

それで、欠格事由のところなんですけれども、主なものとして書いてあるだけで余り細かく書いていないんですけれども、ちゃんと税金払っている人、事業所というのはあるんでしょうかね。

○ 高崎生活排水課長

排水設備工事指定業者規程のほうを例に挙げますと、細かくは、昔でいう成年後見人、被保佐人、破産者でないというようなことでございまして、今ご質問のありましたように、税金を払っておるとか、そういう形のものはこの要件には入れてございません。

○ 森 康哲委員

じゃ、払わなくても市の工事は受注できる。

○ 高崎生活排水課長

あくまでも、個人の仕事を受けていただくわけで、議員心配されるように払っていないような不誠実な人とはというような感触でご質問いただいたと考えておりますけれども、指定の取り扱いの中では、その要件は入れておりません。

○ 笹生活排水課水洗化普及係長

生活排水課水洗化普及係長、笹でございます。よろしくお願いいたします。

指定の要件というわけではないんですが、申請時に納税証明を提出していただいて、税金が払われているということを確認しております。

○ 森 康哲委員

そうすると、ちゃんと納税を確認して、事業所として選定して、工事をしていただいているという、確認はとれているということですね。

○ 笹生活排水課水洗化普及係長

そうでございます。

○ 森 康哲委員

もう一つ、お尋ねしますけれども、調整区域に事業所を構えていて、違法建築として事業者があると。

それは、工事の選定、事業所として、認めているのかどうか。欠格事由に当たるのか当たらないのか。

○ 山口智也委員長

そういった事例は把握されていますか。

○ 高崎生活排水課長

現時点では、あくまでも指定の要件だけで見ております。

○ 森 康哲委員

そうすると、真面目にやっている事業者と調整区域で違法建築の事務所を構えているところと区別していないと、一緒の扱いをしているということではよろしいでしょうか。

○ 高崎生活排水課長

一緒の扱いをしておるといっわけではなしに、その判定はしていなかったということではございます。

○ 山口智也委員長

今、ご指摘を受けて、何か考えがありましたら。

山本事業管理者、お願いできますでしょうか。

○ 山本上下水道局事業管理者

違法建築というところではございますので、本市的には都市整備部のほうで、建築主事のほうで判断していただくものだと思います。

それを横串に刺して現在のところ対応していないというよりも、私どもで決めている規則上では、それが欠格事項にならないという現状ではございます。

ただ、ご指摘の点はまんざら知らないわけでもございませんので、前職ではその辺のところ、行政指導をやっていたはずですので、その辺について何らかできないものか、都市整備部のほうと協議したいと思っております。

○ 森 康哲委員

最後にしますけど、真面目に取り組んでいる事業者とやはりそういう抜け道を利用して上手にやってる事業者、これはやはりきちっと区別して取り組まないと、真面目にやってる者があほを見るような行政のあり方では困ります。

しっかりその辺を精査して、欠格事由の中にうたって明確にすることによって市民が安心して納税していただくということにつながっていくと思うので、しっかりその辺は取り組んでいただきたいなと思っております。

もう一度、答弁、願います。

○ 山本上下水道局事業管理者

ご趣旨わかりましたので、都市整備部のほうと協議いたしたいと思います。

ただ、欠格条項とか、そういうものにはなかなかなじまない点であることもご理解いただきたいと思います。上位法令との関係、その辺がございまして。

ただ、不適切なことをなされている業者さんであるようであれば、所管する法令に基づいて、きちっと行政指導をかけるべきものだと思いますので、そのような対応をしていければと思います。

○ 山口智也委員長

この追加議案、追加の資料以外の部分で、あと119号もございましてけれども、ご質疑はございましてでしょうか。

ちょっと済みません、私から1点だけ、119号について、1点、確認だけさせていただきます。

119号につきましては、浄化槽のことで書かれておまして、その浄化槽を管理する方の研修の機会を確保していくということが法律でも定められているというふうに書かれておりますけれども、本市で、今後この研修の確保という部分についての取り組みの予定等がありましたら、ここで確認だけさせていただきたいと思います。

○ 高崎生活排水課長

この研修の機会の確保についての考え方でございまして、この浄化槽法に基づいて条例改正して研修をするようにという指導をかけていくのは、四日市市と三重県の二つになります。

それで、現在県下でおおむね1000人ぐらいのこういう浄化槽管理士ございまして、国がする研修のほかに、三重県のほうで3回ほど、北勢域、中域、南西部というふうに分けて研修をしておるところがございまして。

その1回相当、協力しながら三重県と一緒に新しい研修の場もつくり、そして、その研修を受けるように、また、受けたことを、この条例改正に基づいた手続の中で、示していただくように考えております。

○ 山口智也委員長

県と協力して、今後進めていくということで理解をさせていただきました。

他に、ご質疑はございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

給水指定業者の要件のことでちょっとよろしいです。

○ 山口智也委員長

お願いします。

○ 伊藤嗣也委員

排水設備の工事指定業者で、三重県内に営業所があるというので、これ、聞いた話なんですけれども、営業所はあるけど、看板があるだけで人がいないという営業所もあると。

その辺は把握されておるのか、要は、問題じゃないのか。

○ 高崎生活排水課長

指定の申請に当たりましては営業所の写真等も出していただいております。確かに、三百数十社おる中には、これ掘っ立て小屋かなというようなイメージのところがあるのも事実でございます。

ただ、あくまでも適正に仕事をしていただくということで見ておまして、気をつけてしっかりして、市民の信頼を得るような事務所構えになっていただくようには指導していきたいと思っております。

○ 伊藤嗣也委員

何で伺ったかという、やっぱり人がいなくて看板だけやっておって、電気ついておるときもないという、少し把握しておられるようなニュアンスなんですけど、何かあったときに連絡しても人がいないとか、市民サービスの面でという危惧もありますので、その辺、もうちょっと検討していただくと必要もあるのかなと思っております。

○ 高崎生活排水課長

わかりました。

市民と下水をつないでいただく重要なお仕事をしていただいております。

今ご指摘あったようなこと、心配がないように話し合いをやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ご質疑もございませんので、それでは、委員の皆様からはご質疑がございませんので、これより討論に移ります。

これも1議案ずつやっていく必要がありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第117号四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、討論がございましたらお願いいたします。

(なし)

○ 山口智也委員長

討論ございませんので、これより採決を行います。

議案第117号四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第117号 四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決す

る。]

○ 山口智也委員長

続きまして、議案第118号です。

118号について、討論がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第118号四日市市公共下水道条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第118号 四日市市公共下水道条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

続きまして、議案第119号四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

討論もございませんか。

(なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、採決に移ります。

この119号につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第119号 四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、ここで理事者の入れかえを行いますので、委員の皆様には、10分間休憩を入れさせていただきます。再開は14時40分とさせていただきます。

14 : 30 休憩

15 : 05 再開

○ 山口智也委員長

以上で、上下水道局の所管事項については、全て終了……。失礼しました。

もう一点、最後、先ほど加納委員から少し触れていただいた破損の件について説明を受けたいと思います。

資料を今、配らせていただいております。

それでは、説明をお願いします。

○ 山本上下水道局事業管理者

楠の排水の問題について、途中でもご質問いただきましたところでございますが、まことに申しわけないお話でございますが、吉崎ポンプ場の運転開始時期を5月末まで延ばさせていただきたいというものでございます。

審査の際にお話ししましたように、今回の整備で三つのポンプを整備いたします。

お手元に配付いたしました図面の右下のほうに、施設平面図というのがあるかと思えます。

下のほうから、ナンバー1ポンプ、ナンバー2、ナンバー3、赤色でちょっとハッチをかけさせていただいたものが、今回、試運転中に事故が発生したポンプでございます。

それで、一部破損したと申しますのは、その上のナンバー3ポンプ断面図というところになります。

破断箇所というところを明記しておりますが、大規模にダメージを食らいましたのは、楢円で大きく縦にさせていただいておるところです。

ポンプから水がくみ上がってきて、ほぼ90度に曲がって、そのまま伊勢湾に放流するという形でございます。

真ん中の写真のところにも、継ぎ手の部分のちょっと左側に破断が起こっております。

試運転をかけたところ、数秒で破断が起こったというところで、今現在、その原因と修理を進めさせていただいておるところでございます。

途中で申し上げましたように、現在、1号機と2号機は試運転でも安全が確認されております。

二つのポンプで56%の排水能力になりますので、春先の雨については十分排水できるであろうと思っています。ただ、梅雨末期、台風につきましては、やはり100%運転を考えなきゃならぬので、早急な修理を、対策をとるところでございます。

一応、今の工程管理的には、5月末には全部修理、回復できるものと踏んでおりますので、今回ご報告をさせていただいたところでございます。

原因については、ポンプのメーカー含めて、種々検討いたしておりますが、やはり、試運転中に起こったというところで、何が原因か、そして、何がよくなかったのか、現段階ではまだちょっと想像の域を脱しておりませんので、この辺はまたご報告をさせていただくことになろうかと思えます。

本来、3月末で運転かえに入らなあかんところだったんですが、こういうような事故が

起こっておりまして、まことに申しわけございませんでした。

でも、どうにか本来の目的のほうにつけては間に合わせることができると踏んでおりますので、ご理解のほうを賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 山口智也委員長

それでは、この件については、また改めて委員会に。

○ 山本上下水道局事業管理者

運転を開始して、そして、これちょうど6月定例月のころにはもう運転できると思いますので、そのあたりでご報告、それまでには原因のほうは追及させていただきたいと、そのように考えております。

○ 山口智也委員長

それでは、この件について、ご質疑がございましたご発言いただきたいと思います。

○ 加納康樹委員

図面とかも見せていただいて、私もこんな詳しいことなんて全然わからないんですけど、素人的に考えると、仕様とかで見ると、ナンバー2ポンプって大丈夫なのという、そんな疑問も起こるんですが、その辺はクリアされているんでしょうか。

○ 山本上下水道局事業管理者

素朴なご質問、ありがとうございます。

私も機械系は得意ではございませんので、そもそも、こんなふうに割れるといいますか、この辺がいまだに理解できておりません。

ただ、大学で学んだというか一般的な土木で、ウォーターハンマー現象という、水圧のかかる事象があるというのは知ってはおりましたので、それが発生したとしか想像がついていないんですが、その辺はポンプメーカーがついておりますので、その辺でちょっと検証をして、我々が合点行った段階でご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

全然、私もこんな工学的なことは素人なのでわからないんですが、大丈夫とというのはものの、本当にナンバー1とナンバー2がちゃんと動き続けられるのか、そっちもそんなことにならへんのかというのが気になるので、いろいろ調査の方、6月の報告、よろしく願います。

○ 伊藤嗣也委員

非常に珍しい現象と思うんですけど、これ、突出弁の後、CRって幾つに絞っておるんですか。

○ 堀木施設課長

施設課の堀木でございます。

この部分につきまして900mmまで落としております。1200mmから900mmに落としたというような形で間接配管を組んでございます。

○ 伊藤嗣也委員

本番のほうも、1200mmのままではなくて900mmに落としていくという前提ですか。

○ 堀木施設課長

実は、この配管といいますのは、下の施設平面図の赤囲いのところを見ていただくとありがたいのですが、ナンバー3ポンプからこうぐるっと回して行って、上のポンプ図へ落とすような矢印で配管が組んでございます。

これは、総合評価の課題でございまして、この時期、雨水が少ないものですから、ポンプを運転していろんな状態を確認するというのはなかったものですから、その課題として何か方法はないのかと、少ない雨の時期において水を何とか確保しておいて、ある程度潤滑しながら運転ができないかという課題に対して、業者側の提案として、こういうような循環配管をつくったというところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、1200mmのまま行く予定を900mmに絞った形で試運転したということですか

ね。

○ 堀木施設課長

そのとおりでございます。

○ 伊藤嗣也委員

実際に使う設計と違う形で試運転したということは、一つちょっと不思議だなというのがあるのと、それから、左のフランジのところへ亀裂が入っていますが、これ、溶接面、それとも、溶接の溶工の2番手のところ、どこでこれ亀裂行っておるんですか。

○ 堀木施設課長

施設課の堀木でございます。

先ほど申したフランジ継ぎ手部分のところで、MC、鋳鉄物で、一体物でございます、そこで亀裂が入った、引きちぎられたような状態になったということでございます。

○ 伊藤嗣也委員

これ、重大事故ですよ、はっきり言って。

試運転でのちょっとしたトラブルじゃなくて、重大事故になるので。

900mmに絞った試運転が理解できないし、これ、物すごい大変な事故になるので、これはもう徹底的に調べないと、ここの部分だけ入れかえたというだけですぐオーケーじゃないと思いますので。

これ、突出弁も新品にかえるのかどうか知りませんが、ちょっとこれはそう簡単に、はい、どうぞという事故ではないと思いますので、よろしくお願いします。

○ 山口智也委員長

よろしいですか。答弁されますか。

○ 堀木施設課長

委員おっしゃられるようなことで受けとめてございまして、メーカー、業者につきましては、徹底的な解析を行って、事故の原因、再発の防止も含めてでございますが、やって

おります。

それから、1号機、2号機に関しましても徹底的に健全度があるというようなことが確認できるということをやってくれということでございます。

壊れた部品につきまして、もう当然新しく新品に入れかえるというような形態をとっていくという方向で今、考えてございます。話をしてございます。

○ 伊藤嗣也委員

あわせて、R管、エルボーのこの材料証明、メーカーに当然その辺の資料もあると思いますし、それから、突出弁のテストのデータとかも事前にあると思いますので、全部そういうのを取り寄せた上で、専門に分析してもらったほうがいいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 森 康哲委員

今、伊藤委員が言われるのもごもっともで、再開5月をめどにという話やけど、そんな短期間で答え出していいんですか。

逆に、徹底的に調査かけるなら、全部ばらして、耐久のテストを繰り返してやるべきなんじゃないですか。

1号機や2号機の影響も、今現状、問題なく動いているからいいというのではなくて、これには何かしらの大きな力が加わった形跡があって、現状、破断しているので、その原因もわからんうちに、そんな悠長なこと、甘いこと言っていていいんでしょうか。

これは、楠の人らが、もう悲願なんですよね。早く運転してほしい、早く安全な状態にしてほしいという思いが背景にあるのはわかるんですけども、それには、やはり正常な形で安全に運転できるというのは大前提じゃないですか。

それをおざなりにして、早く運転しなきゃという思いだけで突っ走るのはよくないと思うので、徹底調査を求めますよ。

○ 堀木施設課長

おっしゃるとおりでございまして、徹底的な調査を行うような話で進めております。

その中にありまして、できる限り短縮して、早く、特に大雨が降るまでには何とかせいというようなことで受注者のほうには指示をしておるところでございます。

○ 森 康哲委員

原因によってですけれども、違約金を含めたことをやはり求めていくことを前提にやはり進めるべきやと。

本当に大事だと思うので、徹底して調査して、その上で報告も密にしていきたい、委員長、それ、求めていいですか、委員会として。

○ 山口智也委員長

6月というお話もありましたけれども、もう今3月で、まだ3カ月後ということになってくるので、随時、また機会があるたびに委員会のほうに報告をいただくというようなことはできますでしょうか。

○ 山本上下水道局事業管理者

最終報告的にイメージしておりましたのが、正直申しましてポンプが動き出した後というイメージで、6月定例会議という形をさせていただきましたが、段階的にわかってきた事実がありましたら、その辺は委員長にご報告をさせていただいて、対応状況を説明させていただきたいと思います。

ちょっと、私どもも進みながらになりますので、いつかというのはちょっと難しいと思いますが、業者のほうからいろいろ報告が上がったり、こちらも考えたことを向こうにぶつけながら対応していきますので、その中で確定した情報については流させていただくように努力させていただきます。

○ 山口智也委員長

中間報告という形でもお願いしたいと思います。

○ 小林博次委員

1200mmを900mmに絞って、水を入れて、それで破断が起きたって、ちょっと考えにくいんやけど、やっぱり入札のときから俺、気に入らんとっておるんやけど、やっぱりもう徹底的にやらんとあかんと思うな。

意見。

○ 伊藤嗣也委員

ポンプメーカー、どこかちょっと知りませんが、ポンプメーカーも絡んでおると思いますので、そこにこの現象を分析していただいた結果報告書をいただきたいと思いますので、それもあわせて。

○ 山本上下水道局事業管理者

この工事の請負者は昱耕機会社でございますが、ポンプ製造につきましては日立製作所でございますので、現在のところもこの2社が互いに協力し合いながら、いろいろ段取りを進めさせていただいておりますので、その辺の形の、両方とからの報告という形になるうかと思っておりますので、こちらのほうで確認でき次第、ご報告をさせていただきたいと思っております。

○ 伊藤嗣也委員

3号で起こったということは、1号機、2号機もテストしたと思うし、設計もしたと。いろいろな完成検査もあったと思っておりますけれども、振動のデータとか、さまざまなデータがあると思うんですけれども、これ、ひょっとしてひょっとしたら1号機、2号機も運転してから起こる危険性もないとも言えませんもんで、こういうのが起こった場合、あわせて1号機、2号機も再度確認と申しますか、点検と申しますか、それを上下水道局から受注者側のほうに話をされておるのか、されていないのか、それはどうなんでしょうか。

○ 堀木施設課長

施設課の堀木です。

委員が言うことに関しましては、もう既に業者のほうに、メーカー含めて、受注者のほうには話をしております。

○ 伊藤嗣也委員

となると、対策委員会というか、協議会というか、本部というようなものが立ち上がっておるという想定で理解してよろしいですか。

○ 堀木施設課長

そのような形で、我々と、それから、メーカー、業者側、この3者で今、話を進めておるといところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

どうか、進捗状況を逐一、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 山口智也委員長

この件につきましては、しっかり中間的にも報告をいただきますように、改めてお願いしたいと思います。

では、この程度とさせていただいてよろしいでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、以上をもちまして、上下水道局の所管事項は全て終了となります。大変お疲れさまでございました。

理事者の入れかえを行いますので、委員の皆様には、15時30分まで休憩とさせていただきます。

15：23 休憩

15：28 再開

○ 山口智也委員長

それでは、続きまして、スポーツ・国体推進部の審査を行ってまいります。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費（関係部分）

歳出第10款 教育費

第5項 社会教育費（関係部分）

第2条 債務負担行為（関係部分）

○ 山口智也委員長

ここからは、予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算に係るスポーツ・国体推進部所管部分について審査を行ってまいります。

まず、議案聴取会で委員会から請求があった追加の資料の説明を求めます。

その前に、森部長のほうより、挨拶をお願いしたいと思います。

○ 森スポーツ・国体推進部長

お疲れのところ、失礼いたします。スポーツ・国体推進部でございます。

本日は、令和2年度の当初予算とともに、令和元年度の補正予算も4件、審査をお願いしたいと思っております。また、あわせて工事契約の変更契約議案も1点ございますので、多岐にわたりますが、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

なお、先ほど委員長からご案内ありましたように、まずもっては、先般の委員会のほうの議案聴取会で請求いただきました11件の追加資料につきまして、担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○ 山口智也委員長

なお、きょうは初日でございますので、資料の説明が30分程度と聞いておりますので、本日は資料の説明を聞き、質疑はあすからとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 山口智也委員長

それでは、説明をお願いいたします。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課、村田でございます。

まず、資料のほうは、07都市・環境常任委員会の002スポーツ・国体推進部関係資料のほうをごらんください。

ページ数は、3ページをごらんください。

全国巡回ラジオ体操実施経費についての資料請求がございました。

こちらは、森康哲委員と伊藤嗣也委員のほうから資料請求をいただきまして、全国巡回ラジオ体操における周知方法及び事業効果についてまとめてございます。

参加者の募集や周知方法については、目標参加者数を1000名としており、広報よっかいちやホームページでの広報のほか、市内小中学校の児童生徒にチラシを配布してまいります。

また、四日市市スポーツ協会を初め、各種団体に参加を呼びかけるとともに、健康福祉部等の他部局とも連携して、イベントの開催を周知してまいりたいと考えております。

ラジオ体操は、子供からお年寄りまで幅広い世代が実践できる最も身近なスポーツでもあり、体を動かす手段として効果的でございます。

夏休み中に開催することによりまして、小学生などの参加がしやすくなるほか、東京2020オリンピックの閉幕直後の開催であり、かつパラリンピックの開幕2週間前となります。スポーツに対する関心が高まる中での開催となり、当事業により、体を動かすスポーツ、健康づくりのきっかけの創出を図ってまいりたいと考えております。

また、NHKラジオで全国に生放送され、本市の紹介も行われることから、本市のシティプロモーションにもつながると考えてございます。

続きまして、4ページのほうをごらんください。

ハーフマラソンの開催経費の詳細について、資料請求をいただいております。

1番の収支予算案につきましては、山口委員長から資料請求をいただいております。

まず、収入の部につきましては、まず、参加費ですが、ハーフ、一般で6000人、2km、小学生ファミリーの部で1000人、合計7000人の参加者で、3800万円を収入の部として予定をしております。

そして、協賛金等では、t o t oの補助金640万円を含む1500万円、また、今回予算計上させていただいております市補助金4620万円を含めた、総額で9920万円を予定しており

ます。

支出の部につきましては、競技運営費としまして、コースの警備、選手の記録計測や棄権した選手の収容するバスの経費など4458万円、会場設営費といたしまして、スタート、ゴール会場等の設営、交通規制看板、仮設トイレの設置経費などで2356万円、その他、参加賞、スタッフ謝礼などの人件費等で、総額で9920万円を予定してございます。

なお、初年度のみ必要となる経費につきましては、競技運営費では、ホームページの制作、運営マニュアル作成などの経費となり、会場設営費等では、交通規制看板等になりまして、初年度のみ必要となる経費は合計で1348万円程度を見込んでおるところでございます。

続きまして、2番、名古屋ウィメンズ等、同時期の近隣マラソン大会についてということで、小田委員のほうから資料請求をいただいております。

四日市ハーフマラソンは、令和3年3月7日に初の開催を予定してございます。3月の第1日曜日を開催予定としております。

名古屋ウィメンズマラソンにつきましては、例年、翌週の3月の第2日曜日に開催されています。

東京マラソンは、ちょうど昨日も開催されましたが、ちょうど3月の第1週ということで重なってはまいります、近隣のマラソン、ハーフマラソン開催日との重複を避けておるところでございます。

5ページのほうをごらんください。

こちらは、今後のハーフマラソン開催に当たりまして、スケジュールを詳細にということで、加納委員のほうから資料請求をいただいております。

まず、実行委員会を来年度は4月、9月、2月に開催をいたします。

競技運営につきましては、運営マニュアルを作成後、競技運営や救護、ボランティア等について、陸協や消防本部等の関係団体との調整を図ってまいりたいと思います。

警備につきましても、警備マニュアルを作成後、速やかに、沿道住民、事業所への協力、警察署等との詳細な調整を行ってまいりたいと思います。

選手のエントリーにつきましては、7月に募集内容を発表し、8月から12月上旬までで募集を行って、準備を進めてまいりたいと思います。

関係団体につきましては、スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会、陸協、陸上競技の中高生等、計620人との調整を進めてまいりたいと思います。

また、職員動員につきましては200人を予定してございまして、スポーツ・国体推進部で80名程度、その他の部局で120名程度の動員を予定しているところでございます。

また、ボランティアの募集につきましては330名程度を目標としており、5月に募集要項を確定し、8月からボランティア募集を行い、1月、2月で業務説明会を実施してまいりたいと考えてございます。

当日の運営体制につきましては、関係団体で、先ほどの620名、職員で200名、ボランティアで330名で、合計1150人の体制で取り組んでまいりたいと考えてございます。

広報につきましては、大会ホームページの制作後、ホームページにおいても大会周知を図っていくとともに、広報よっかいち8月上旬号において、大会参加者募集についての記事や2月上旬号では大会開催に伴う交通規制等について掲載してまいりたいと思います。

続きまして、協賛金につきましては100万円以上の大口の協賛をいただける事業者様のほうへまず依頼をしているところでございます。引き続き、開催開始まで、協賛金の依頼は行ってまいりたいと考えてございます。

欄外の米印のところには、スポーツ課の来年度の体制を掲載してございます。

ハーフマラソン担当職員を1名増員し、課長、課長補佐、振興係7名——そのうち兼務職員、臨時職員を含む——の体制で、マラソン大会を運営とする民間企業の支援も受けながら、大会の準備及び運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

ホームタウン連携事業費に関しまして、こちらも森 康哲委員のほうから資料請求をいただいております。

近隣自治体がホームタウン協定を締結しているチームと、どのような支援をしているかというような先進的な事例もともに照会、資料の請求をいただいております。

四日市市では、昨年11月に女子ラグビーチームのPEARLSとヴィアティン三重のバレーボールチームの2者と、ホームタウン包括連携協定を締結いたしました。

四日市市に活動拠点があり、広く市内外で活躍が期待できるスポーツ団体と協定の締結をいたしておるところでございます。

まず、1番のスポーツチームとホームタウン協定を締結している近隣自治体の状況でございますが、愛知県におきましては、一宮市、安城市、刈谷市がホームタウン協定を表に記載のそれぞれのチームと協定を締結してございます。

主に、市の支援内容といたしましては、試合、イベントの広報や試合会場の優先予約な

どを行っております。

刈谷市では、選手やチーム関係者に公共施設のスポーツジムやプール、陸上競技場などの無償提供なども行っているところがございます。

三重県では、本市と同様に、ヴィアティン三重バレーボールチームと津市のほうが協定締結をしており、試合会場の優先予約を行っているところがございます。

続きまして、2のウィメンズセブンシリーズ、女子7人制ラグビーチーム所属の状況でございます。

大学のチームに対する支援はほとんどない状況でございますが、埼玉県熊谷市のアルカス熊谷、横浜市のYOKOHAMA TKM、山口県長門市のながとブルーエンジェルスにおいては、市の広報による試合やイベント、チーム紹介などが行われてございます。

また、ながとブルーエンジェルスでは、活動費の補助として50万円の補助が支出されているところがございます。

次のページをごらんください。

男子バレーボールV2リーグ所属のチームの状況でございます。

こちらにも主に試合、イベント広報や試合会場の優先予約、また、試合会場の減免等を行っている自治体もございます。

表内の本拠地のところに米印が記載してある自治体は、ホームタウン協定を締結している自治体になります。

続きまして、8ページのほうをごらんください。

運動、スポーツの習慣化による健康増進事業について、その事業の中の四日市ウォーキング大会の実施団体、内容等について小田委員から資料請求をいただいております。

平成30年度と令和元年度の実績を掲載しております。

市内で設立されました六つの総合型地域スポーツクラブにおいて、記載の表のとおり、それぞれの地区の特色を生かしながら企画し、地区内や他所でのウォーキング大会を開催しております。

事業費につきましては、市から18万円の予算の範囲の中で、各総合型地域スポーツクラブに企画、運営を委託しているところがございます。

事業費の例といたしまして、2番のところに記載させていただいておりますが、令和元年度のうつべ☆スターの決算概要が記載させていただいております。

収入といたしましては、市からなどの委託料が18万円、参加料で26万9000円、支出とい

たしましては、事務用品、参加賞などの消耗品が14万9000円、運営費が10万9000円、会場使用料が1万1000円、合計で26万9000円といったような内容になってございます。

続きまして、9ページのほうをごらんください。

こちらにつきましては、小林委員のほうから資料請求をいただいております。幼少期から体を動かす習慣づくり事業の中で、世代別に施策や目標ということで、どのような事業を全体的に行っているかというものを示す資料をとということでご請求いただいております。

まず、市民スポーツフェスタ、これは10月の第2日曜日に毎年開催させていただいております。

それから先ほど説明させていただきました全国巡回ラジオ体操、令和2年の8月11日に開催するというので、来年度、進めてまいりたいと思っています。

それから、運動・スポーツの習慣化による健康増進事業ということで、ファミリー健康体力測定やウォーキング大会、それから、総合型スポーツクラブ支援事業ということで、ロゲイニングや陸上教室などを総合型クラブのほうで企画、運営してやっております。これらにつきましては、全世代を対象に実施していただいているような状況でございます。

それから、その下のハーフマラソンの開催事業につきましては、小学生以上とファミリーの部、一般の部ということでございまして、小学生以上から高齢者までを対象に事業を実施しているところでございます。

続きまして、少年スポーツ活動振興事業につきましては、スポーツ協会に委託をいたしまして、少年のサッカー大会や剣道大会、水泳大会、バレーボール大会など、四日市の市民大会、少年団の大会を開催していただいている事業です。こちらは主に小中学生を対象とした事業となります。

それから、続きまして、国体開催種目支援事業ということで、国体開催する種目につきまして、サッカー、テニス、体操、カヌー、ゴルフ、空手道、野球、トランポリンなど、特に、サッカーなどはグランパスさんとか、TSVさんの選手、テニスにつきましては福井 烈元プロの方が来ていただいて、指導をしていただくというような事業を行っております。これは小学生からビジネスパーソンまでの世代ということでございます。

幼少期から体を動かす習慣づくり事業につきましては、これは、小学生までを対象としたスポーツ能力測定会とか、ファミリーを対象にしたロゲイニング大会などを実施してご

ございます。

続きまして、市民大会の開催事業費ということで、スポーツ推進協議会やレクリエーション協議会のほうへ、レクリエーションとかニュースポーツの市民大会のほうを委託しておる事業でございます。こちらにつきましても小学生から高齢者まで対象にしてございます。

総合型スポーツクラブ協議会に対しまして、グラウンドゴルフ大会の開催について委託をしておる事業がございます。こちらにつきましては、ビジネスパーソンから高齢者というような対象になってございます。

そして、学校開放施設照明設備設置事業ということで、来年度の予算に予算計上させていただいています、夜間でも地域でスポーツができる拠点を創出するための学校グラウンドにナイター照明を設置するという事業でございます。これによりまして、若者及びビジネスパーソン世代が、地域のスポーツができる拠点が創出されるということでございます。

この段の2段目のところに、女性・障害者というのがございます。

特に指定管理者に実施している事業あるいはスポーツ推進協議会で実施している事業につきましては、ヨガとかボッチャというところで事業を行っていただいております、特に女性とか障害者、全世代を対象にした事業なんかも実施していただいているというようなところでございます。

このような世代を、四日市市では事業を行っているところではございますが、平成30年9月6日付で、スポーツ庁がスポーツ実施率向上のための行動計画というところで、いろいろな世代の課題をというのが記載されてございます。

特に20代から50代までの実施率が低いというような状況とか、高齢者は総体的にはスポーツ実施率は高いが、健康、体力の保持が必要というようなことで、このような課題が抽出されているようなところでございます。

2番の施策の目標についてでございます。

新総合計画におきまして、市民の週1回以上の運動、スポーツ実施率を65%にすることを目標としてございます。

現在、平成28年度に調査した段階では49.9%でございました。それを65%にという目標でございます。

これは、スポーツ課が実施します、先ほど申しました上記施策の実施とあわせて、健康福祉部など、他部局とも情報連携をしながら、目標数値を達成するように取り組んでまい

りたいと考えてございます。

続きまして、16分の10ページをごらんください。

こちらは、スポーツ大会等、開催費補助金の資料でございます。小田委員のほうから資料請求いただきまして、今後、誘致を目指す国際大会等はどのようなものかという資料でございます。

まず、テニスの関係が、現在も国際大会等誘致している事業が多くございまして、国際大会で申しますと、昨年度から、世界ランク500位までの選手を対象とした大会ということで、四日市チャレンジャーというのを開催してございます。来年度以降も引き続き開催を目指して、誘致を進めてまいりたいと考えております。

そして、同じく、昨年度から、全豪オープンへの出場権をいただけるというジュニアの大会を、国際大会を開催しております。こちらも、来年度以降も引き続き、誘致を進めてまいりたいと思います。

続きまして、全国大会につきましては、全日本学生テニス選手権、インカレと言われている大会でございます。そういう大会とか、キャンプ、それから、ソフトテニスの中学生の全国大会なんかも誘致を進めてまいりたいと考えております。

あと、リーグ戦やらホームタウン包括協定の関係で申しますと、VリーグのV1の女子の大会あるいはV2の男子の大会なんかを、誘致を進めてまいりたいと考えてございます。

そして、スポーツ合宿のほうにつきましては、ソフトテニスの全日本、それから、アンダー、それから、テニスの日本リーグの合宿等を、誘致を進めてまいりたいと思います。

こちらにつきましては、スポーツ大会等開催補助金を活用しながら、誘致のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、11ページのほうをごらんください。

四日市市総合体育館の整備効果ということで、小林委員のほうから資料請求をいただいております。

新総合体育館はアリーナ面積が旧の中央体育館より広がることによって、市民などの個人利用者の数の増が見込まれます。

四日市市総合体育館と第2体育館を併用する場合や全国規模の大規模大会も開催可能となりますもので、利用者増加が見込まれます。

新たに設置される多目的室のスポーツ教室の利用と、全体で旧の体育館では12万1131人の実績であったところを、約10万人増の22万人の収容を目標に、年間の利用者数を獲得し

てまいりたいと考えてございます。

2番のところにつきましては、大規模スポーツイベントの誘致、観るスポーツの機会の創出でございます。

東海地方有数の広さを持つアリーナが整備されたことやプロレベルにも対応できる仕様の備品を整備したことに伴いまして、より多くの市民にトップレベルのプレーを見る機会を提供する事業を進めてまいりたいとも思っております。

大規模スポーツイベントを、令和2年度では、年4回程度開催する予定で考えてございます。

その4大会につきましては、下の表に記載させていただいております。

バレーボールのV1、V2リーグ、全国中学校の体操競技選手権、トランポリンの競技選手権等で、それぞれ収容人数、予定の人数が記載させていただいております。これを合わせますと、約1万2000人の収容になります。

上のアリーナの収容が12万人でございます。約1割がこういう大規模大会で収容するようなこと、その残りの9割が市民利用というようなことで目標に、進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、12ページをごらんください。

こちら、四日市ドーム整備事業のところ、四日市ドームの照明の照度についてということで、伊藤委員のほうから資料請求をいただいているところでございます。

四日市ドームの照明の現状につきましては、照明灯数が300灯でございます。300灯の点灯パターンによりまして、250ルクス、500ルクス、750ルクス、1000ルクスの4パターンで点灯することができる仕様になってございます。

劣化状況のほうを、平成27年12月にそれぞれの照度測定を行いました。500ルクス、750ルクス、1000ルクスの点灯時に、それぞれ照度測定を行っております。

その結果が表内に記載させていただいてございまして、500ルクスの点灯時には約半分の240ルクスの今、照明になってございます。同様に、750の場合は430ルクス、1000ルクスのときは550ルクスということで、このような結果になっている状況でございます。

2番のところで、LEDに関する照度ということで、このような照度不足や照明をつけるときに点灯しない箇所が発生しているという事象も出ております。

そのようなものを、劣化に伴う更新を行っていくということで考えてございます。

LEDの効果については、消費電力が少なく、経費削減につながることや長寿命化、瞬

時点灯などの効果が期待できるというところでございます。

3番のところでは、主な競技等の照度基準ということで、特に、四日市ドームで開催しております競技についての照度基準ということで記載させていただいております。

テニスが、まず一般的には500ルクス程度を想定してございます。

ゲートボールにつきましては、公式競技で、300から500ルクスというところでございます。一般にしますと150から300ルクスというところでございます。

参考に、大型店ということで、イベント等を実施しておりますもので、一般の陳列台、ショーウインドーの明るいようなところは1000ルクス程度、店内で申しますと500ルクス程度ということでございます。

四日市ドームにつきましては、通常500ルクスで、照度で活用していただいております。イベント時は1000ルクスを使用していただいている団体さんもあるというのが現状でございます。

続きまして、13ページをごらんください。谷口副委員長のほうから資料請求をいただきました。学校開放施設、照明設備設置事業の関係で、夜間照明設備を設置する学校の選定理由と今後のスケジュールについてということで資料請求をいただいております。

夜間照明設備の設置校の選定につきましては、市内を六つのブロックに分けさせていただきまして、北部、東部、西部、中部、西南部、南部という形で、6ブロックに分け、既に夜間照明設備が設置されております楠小学校、楠中学校の南部ブロックを除いたブロックから選定をしてみたいと考えております。

平成28年度に各小中学校の学校施設開放運営委員会を通じて実施した調査により、希望団体が存在しなす学校のうち、総合型スポーツクラブがある学校ということで、三重北小学校、民家が隣接していない学校の立地環境を考慮して、1番、周辺に影響が少ないと考えられます羽津北小学校、この2校を選定しているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど申しました2校につきましては、令和2年度に地質調査、実施設計を行いまして、令和3年度に設置の工事を行っていく予定としてございます。

利用者の拡大など、一定の効果が認められた場合は、課題の整理を行いまして、それ以降、令和5年以降、第1次推進計画の段階ではこの2校をモデル的に実施しまして、第2次の推進計画のときに、その課題を整理し、必要性を考慮した上で、今後、方向性についても検討してみたいと考えているところでございます。

スポーツ課につきましては以上でございます。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課の長谷川です。よろしくお願いいたします。

それでは、霞ヶ浦第3野球場開場記念イベントについてご説明いたします。

資料のほうは、同じ資料の14ページをごらんください。

こちらのほうは、全体会のほうで、加納委員のほうから請求いただいたものですが、各分科会のほうでご説明をということになりますのでご説明させていただきます。

実施予定日は、令和2年5月29日の供用開始前の5月16日、土曜日を予定しております。

内容としましては、三泗野球少年団育成者協議会主催の四日市市学童軟式野球大会の試合前、午前8時半から9時の間に、市長挨拶、来賓挨拶、テープカットを行う予定をしております。

従事者としましては、国体推進課職員10名程度で行う予定です。

なお、現在の実施予定日は5月16日とさせていただいておりますが、四日市市学童軟式野球大会の日程がまだ決定しておらず、5月16日から供用開始日までの間に実施させていただきたいと考えております。

なお、きょう現在では、三泗野球少年団育成者協議会からは、5月24日に変更される可能性が高いと連絡を受けております。

大変申しわけありませんが、実施日についてはあくまで予定日ということで、よろしくお願いいたします。

次に、四日市市総合体育館と久留米アリーナとの比較についてご説明いたします。こちらのほうは、森委員のほうから請求いただいた資料でございます。

次のページ、16の15ページをごらんください。

まず、設計期間でございますが、四日市市総合体育館が平成27年10月から平成29年3月までに対しまして、久留米アリーナは平成26年5月から平成28年3月でございます。

次に、工事期間でございますが、四日市市総合体育館が平成29年10月から令和2年4月に対しまして、平成28年6月から平成30年2月となっております。なお、久留米アリーナのほうは、本体工事前の平成27年10月から旧体育館の解体工事を行っております。

次に、整備費でございますが、四日市市総合体育館が、アリーナ、弓道場等の本体工事に92億145万6000円に対しまして、久留米アリーナは80億2883万2000円、外構工事に四日

四日市市総合体育館が9億3692万9000円、久留米アリーナが3億3436万8000円、解体工事に、本市は2億2683万4000円、久留米は2億6644万2000円でございます。合計、四日市市総合体育館が103億6521万9000円、久留米アリーナが86億2964万2000円でございます。その差17億3557万7000円でございます。

なお、久留米アリーナについては、ホームページには86億4000万円と掲載されております。

アリーナ、弓道場本体の延べ床面積は、四日市市総合体育館が1万7548.08㎡、久留米アリーナが1万8815.73㎡ですので、延べ床面積では、四日市市総合体育館が久留米アリーナより約7%小さく、整備費では15%高い、結果として、平米単価では約23%高いと言えます。

しかしながら、久留米アリーナの建設時期が平成28年上期であることから、平成27年度の労務単価を採用していると思われ、一方、四日市市総合体育館は平成29年度単価を採用しており、この間の福岡県と三重県の労務単価の違いが、工種にもよりますが18%から28%、大きいものでは、鉄骨工で47%上昇しております。

資材等の物価上昇も合わせて、おおよそ15%程度は建設費を押し上げているものと思われます。

したがって、この物価上昇等を考慮すると、四日市市総合体育館と久留米アリーナの平米単価の差は約8%程度になるのではないかと考えられます。

次に、整備範囲でございますが、資料の下段に四日市市総合体育館の配置図と久留米アリーナの航空写真を同縮尺で掲載させていただきました。

それぞれ赤枠の中が外構工事も含めた整備範囲でございます。

外構工事の両者の差は約6億円、比率にして約3倍に近い違いがありますが、図に示させていただいたとおり、整備範囲が3倍以上は違うものではないかと考えられますので、平米単価はほぼほぼ同程度ではないかと考えられます。

次に、建築の仕様について、次ページにまとめさせていただきました。

建築面積が、四日市市総合体育館が1万4426.79㎡に対しまして、久留米アリーナは1万4691.6㎡、延べ床面積ですが、先ほども申しましたが、1万7548.08㎡に対しまして、1万8815.73㎡、建物の高さが、23.72mに対しまして、21.91m、階数が3に対しまして、2、昇降機が24人乗り1基に対しまして、15人乗り1基と24人乗り1基でございます。

メインアリーナの競技面積でございますが、3220㎡に対しまして、2560㎡、はり下高さ

が16mに対しまして、14.5mでございまして、メインアリーナが広く天井も高いということとは建設コストを押し上げる大きな要因となっております。

アリーナの照度はともに1500ルクスでございます。

弓道場は、近的5人立2射場と遠的3人立2射場に対しまして、近的、遠的兼用で12人立1射場でございまして、内装に木材を多用する弓道場が大きいことも建設コストを押し上げております。

観客席については、固定席3000席プラス可動席512席に対しまして、固定席3000席にアリーナ内にパイプ椅子2000席が設置可能となっております。パイプ椅子を用いるのでよろしければ四日市市総合体育館のほうが、アリーナ面積が25%大きいことから、久留米アリーナ以上に設置することは可能でございますが、このアリーナ内の観客席についても、スポーツ観戦という観点から、パイプ椅子を並べるのではなく、傾斜のある可動席を設置すべきであると考え、512席の可動席を設けたこともコストアップの要因となっております。

次に基礎工事についてでございますが、くい基礎347本に対しまして、274本で、差として74本多く、建築面積はほぼほぼ両施設とも同じ規模でありながら、くいの本数、深さとも四日市市総合体育館のほうが多く深くなっており、久留米のような内陸部に対しまして、沿岸部という地盤の違いが整備費に大きく作用しております。

外壁の仕上げについては、四日市市総合体育館が沿岸部に立地していることから、ステンレス鋼板を採用しているのに対し、ガルバリウム鋼板が採用されております。

また、屋根の仕上げは、フッ素ガルバニウム鋼板に対しまして、塩ビシートであり、耐久性が大きく違います。

アリーナの床荷重は、相撲の土俵も設置可能な平米5 tに対しまして、平米3 tとなっております。

アリーナの音響残響時間も、来場者が放送を聞き取りやすい2秒少々を目指し、2.4秒を実現したのに対して、3.2秒となっております。

中水利用については、両施設ともトイレの洗浄水として採用しておりますが、四日市市総合体育館は災害時の対応として240 tの排水貯留槽を持っており、災害時にもトイレが使用可能となっております。また、マンホールトイレも6基設置されており、延べ6000人の利用が可能となっております。

電力供給についても、自家発電設備に地下燃料タンクを設置し、72時間、3日間の対応

が可能であります。

さらに、空調設備の熱源であるガス設備についても、被災しにくい、仮に被災したとしても復旧が早い中圧管を引き込んでおります。

また、難聴の方が館内放送を聞くことができるように、補聴システムも四日市市総合体育館には設置されております。

以上のように、メインアリーナの大きさ、将来のメンテナンス性を考慮した外装材、附帯する設備等々、四日市市総合体育館のほうがまさっている点が多く、それが整備費にあらわれているものと思われます。

四日市市総合体育館と久留米アリーナの違いは、目指すべきアリーナの姿と外構も含めた全体の整備面積、そして、建築年度、建設年度及び九州地区と中部地区の建設物価の違い、さらには、内陸部と沿岸部という立地場所の違いであると思われます。

説明は以上でございます。

○ **山口智也委員長**

ありがとうございました。

それでは、本日はこの程度とさせていただきます。

○ **森 康哲委員**

先ほどのアリーナのところの資料なんですけれども、この中にはサブアリーナや柔道場や剣道場は入っているのかないのかの確認だけしたいんですけど。

○ **長谷川国体推進課長**

整備費には含まれております。

○ **森 康哲委員**

延べ床面積とか、そういうところに反映されておるということでよろしい、わかりました。

○ **山口智也委員長**

それでは、本日、この程度とさせていただきます。あす、またよろしく申し上げます。

16 : 08 閉議